## 午後2時48分開会

〇嶋崎委員長 はい。それでは、ただいまから環境まちづくり委員会を開会いたします。 座らせて進めさせていただきます。

委員会の開会に当たりまして、報道機関、撮影、録音、申出はないんだよな、今日はな。 ないよね。(発言する者あり)はい。書いてあるから、おまえ。余計なことは書かないで よ。(発言する者あり)

ほかに、傍聴の方、すみません。当委員会では、撮影、録音、パソコンの持込みは認められておりませんので、何とぞご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、本日の日程及び資料をお配りさせていただくの。行っているよね。はい。 まず、陳情審査からになります。日程どおり進めさせていただきたいと思いますけれど

も、全部で18件、陳情が当委員会に送付されております。

まず、継続審査中の神田警察通り街路樹関係の送付5-13、20の2件は関連をするため、一括で審査をさせていただきまして、次に、外神田一丁目南部地区まちづくり関係であります送付5-14、16、27、28、30の5件が関連するため、一括で審査をさせていただき、次に、二番町地区のまちづくりの関係である送付5-18、19、21から26、31の9件を関連するため、一括で審査をさせていただきまして、最後に、新たに送付されました陳情送付5-32、33の2件が関連をするため、一括で審査をさせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長はいい。ありがとうございます。

それでは、日程1、陳情審査から入ります。

最初に、神田警察通り街路樹の関係について、送付5-13、20の2件を一括して審査に入ります。

本案件に関しましては、区ホームページに関する議論に及ぶ可能性があるため、本日も 所管の小林企画総務委員長の了解を頂きまして、広報課長に出席を頂いております。この 2件につきまして、執行機関から何か情報提供があれば下さい。

〇須貝基盤整備計画担当課長 特に、こちらから状況報告をすることはございませんが、 前回の当委員会におきまして、小枝委員から資料請求が3件ありましたのでご用意いたし ました。

まず、参考資料1-1は、4月11日の状況が分かる資料でございます。個人に関わる 内容や捜査等、刑事手続に関わる内容については、マスキングしております。

次に、参考資料1-2は、契約課所管の工事請負契約における設計変更ガイドラインです。

最後に、参考資料1-3は、警備委託業務における警備員単価の見積書です。 資料の説明は以上でございます。

- ○嶋崎委員長はい。それでは、委員の皆さんからの質疑を受けます。
- ○小枝委員 資料要求しておりますので、質問いたします。

この陳情のほうでは、まず、ホームページの削除を求めるということで、この現場の状況がどうであったかという事実認識を行った上で、ホームページというものは掲載をしていくべきものというふうに思うんです。この4月11日未明の出来事で、1-1で、時系

列の行政側がまとめたものが出てきておりますが、実際、このホームページに載ったのは 4月12日ということになっているんですけれども、報道の事実からすると、双方のけが 人、事件というふうな形になっているわけですけれども、当然、行政は、公平、中立な立 場から区民のほうの聞き取りというのもすべきだと思うし、当然していると思うんですけ れども、この時系列の中で、事実確認というのは、いつ、どこで、どのように、誰がなさ ったのかというのを、まずご答弁ください。

〇須貝基盤整備計画担当課長 これ、一番最後の6時50分解散して、その後、道路公園 課等で事実の確認をいたしました。ただ、住民の方のほうの事実確認のほうは行っており ません。

〇小枝委員 何時にどんなメンバーで、誰がそれを確認したんですか。事実を確認する作業をしっかりと何時ということを特定していただきたい。そして、どのメンバーでやったかを確認していただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 この後、ホームページに載せるに当たりましては、まず、 政策経営部のほうから環境まちづくり部へ工事に伴う負傷事案として公表する旨の連絡が ございまして、環境まちづくり部のほうで、現場における事実確認を行って、文案を作成 したというところでございます。

〇小枝委員 政経部のどの部署の方から事実報告をしてほしいという連絡がいつ頃あったんですか。

〇林広報広聴課長 では、広報のほうが、4月11日朝に環境まちづくり部から報告を受けて、そして、4月12日、夕刻にホームページにアップするまでの広報が確認している事実、流れを私のほうから説明させていただきます。

まず、4月11日朝、出勤しまして、本件についての報告を環境まちづくり部より受けました。その際、けが人が発生しているという報告を受け、この内容が、いわゆる危機管理指針の公表条件、公表案件に該当するということを、政経部内、具体的には、危機管理の担当部長である行政管理担当部長に報告して、この件が公表案件であることを確認いたしました。その後、今、担当課長より連絡が、報告があったように、広報のほうから環境まちづくり部に、今回の件が工事に伴う負傷案件、傷を負うの負傷ですね、負傷案件として公表する内容であるということを、今、何時ぐらいにということのご質問いただいたんですが、午前だったと思います、午前中に、午前からお屋にかけて、これは該当しますよということを連絡いたしました。

その後は、もし違っていたら環境まちづくりのほうで訂正していただこうと思うんですが、環境まちづくり部のほうで、現場における事実確認ですね、今のご質問、事実確認を行って、文面を作成いただきました。その後、環境まちづくり部のほうから政経部のほうに法規的な確認を行い、両部での確認を行った後、両部から副区長、区長、順番は分からないんですが、副区長、区長に報告をして、あとは、先日申し上げたものと一緒なんですが、4月12日夕刻、政経部長より文面が確定したということを広報課が受け、夕刻、アップしたという流れでございます。

以上です。

- 〇岩田委員 関連。
- 〇嶋崎委員長 はい。岩田委員。

〇岩田委員 最初、僕、暴行事件というふうに伺っていたんです。それが、それ、傷を負ったって、その傷を負ったら、暴行なのか、傷害事件になるのかって、そういうのの判断がそんなすぐに出るのかなと思って、ちょっと不思議なんですけど、そこはどこで出たんですか。

〇林広報広聴課長 広報のほうで、今回のが、今回の件が公表案件なので、公表の義務があるという段階で伝えたのは、負傷事案として、少なくとも負傷事案は公表義務、区が発注した工事であり、公の公道、区道であり、かつ、負傷者が発生しているということで、該当しますよというのを報告したのが11日の午前中でございます。

〇岩田委員 そこじゃないです、私が聞いているのは。例えば、あくまで例えばですよ、最初、殺人事件になったとしても、それが、最初、傷を負っていて、それがその方が結局亡くなったといって、それが殺人に切り替わると。ある程度、時間があってから捜査が切り替わるんですよ。なのに、これ、最初、暴行と聞いていたのに、急に傷害って、これはお医者さんが、あ、これは傷だねというふうに確認して、傷害ということになったわけですね、何だ、負傷事案って。それはいつなんですか。それじゃないと、あまりにも早過ぎるんじゃないかなというんですよ、僕が考えているのは。最初、暴行と言われていたんですから、それがいつの間にか、負傷って。それを確認が取れたのはいつなんですかという話です。

〇印出井環境まちづくり部長 11日、12日の段階では、まだ刑事手続、被害届等まで進んでおりませんので、妨害行為があった、暴力的な行為を伴う妨害行為がありましたよと。その中で、我々の部の情報収集として、警備員が負傷したと。それから、区の職員も軽傷を負ったということがあったということは、11日の段階で、政経部と情報共有していたと。で、政経部のほう、あるいは、ホームページの掲載も傷害事件があったというような形での公表にはなっていません。ですので、先ほど、広報広聴課長が申し上げたとおり、負傷したということは事実だということ。それから、公道における工事、そういった中での発生事象であるということを踏まえて、危機管理の指針に基づいて対応していただいたというふうに認識しています。

〇岩田委員 そうじゃないですよ。負傷事案だから、ホームページに載せたと言ったんですよ。なのに、最初は、いや、負傷と書いていませんって。いや、だったら、載せる必要ないじゃないですか。おかしいですよ。だから、それがちゃんとホームページに載せなきゃいけない負傷事案だというふうなことが分かった、はっきり確定したのはいつなんですかと言っているんですよ。

○須貝基盤整備計画担当課長 負傷事案というのは、結局、けがをしているので、事件とか、そういうことではなく、今、部長が申しましたとおり、負傷したのは事実で、それを確認したのは11日の午前中でございます。

- 〇岩田委員 違う、違う、違う、違う。そうじゃない。そうじゃない。そうじゃない。 すみません。もう何かほんと変なやり取りで、そうじゃないですって。ちゃんと聞いていてくださいよ。
- 〇嶋崎委員長 俺も……
- ○岩田委員はい。委員長、本当にお願いします。
- 〇嶋崎委員長 ちゃんと聞いているよね。

- 〇岩田委員 最初、暴行ということだった。でも、ホームページに載せる負傷事案だった とおっしゃったんですよ。でも、負傷事案というふうに、けがを負ったって、ちゃんとそ れ確定したのはいつなんだと言っているんですよ。
- 〇嶋崎委員長 午前中なんだろう。(発言する者あり)
- 〇岩田委員 ちょっとうるさい。静かにして。聞こえないから。
- 〇嶋崎委員長 もう一回、答えてよ。午前中だって、ちゃんと。同じ話だけど、納得して いないんだから。

## 担当課長。

- ○須貝基盤整備計画担当課長 何回も申し上げていますが、4月11日の聞き取りの中で、 負傷しているということを確認いたしました。
- ○嶋崎委員長 午前中なんでしょう、それが。
- ○須貝基盤整備計画担当課長 はい。そのとおりでございます。
- 〇嶋崎委員長 岩田委員。
- 〇岩田委員 聞き取りだけで、あ、けがしていますよねって、それを認めたのかって。だから、そこを、例えば、医者とか、医療機関とか、そういうところで、あ、けがしていますねと、はっきり分かったのはいつなんですかと言っているんですよ。
- ○須貝基盤整備計画担当課長 警備員につきましては、そのまま救急車で運ばれまして、 病院のほうから連絡を頂いております。
- 〇岩田委員 そのときの病院から連絡を受けたときに、どういうような連絡だったんですか。もう、これは、例えば、靱帯を損傷しているとか、傷を負って出血をしているとか、 どういう連絡だったのか。
- 〇印出井環境まちづくり部長 ホームページの公表には、暴行事件とか傷害事件とか、そういったものは掲載しておりません。ただ、そのけがの重い、軽いはあっても、負傷事案が発生した蓋然性が高いと。その場合には、例えば、けがを負って、診断書を1週間後にもらうまで公表できないとか、そういうことは実際にはないというふうに思っています。けがを負っているという事実の蓋然性を、ある程度、我々のほうで確認したということを政経部に報告する中で、それは公共工事に伴う公開をすべき案件だよねという中で、公表したという経緯がございます。
- 〇小枝委員 委員長。
- 〇岩田委員 はい。委員長。
- ○嶋崎委員長といっちだ。どっちで、どうする。
- 〇岩田委員 はい。
- 〇嶋崎委員長 はい。岩田委員。
- 〇岩田委員 一番最初、だから、もう何度も言いたくないんですけどね。負傷事案だから、ホームページに。ホームページ、負傷事案だから、ホームページに載せる事案ですよと言ったにもかかわらず、蓋然性が高いというだけで載っけちゃうんですかということですよ。蓋然性だけですよ。分かりやすく言ったら、可能性ということですよ。それ、そうなのかな、どうなのかなって、載せちゃう。それは幾らでもできるじゃないですか、自分たちのさじかげんで。そうじゃなくて、どういうふうに、じゃあ、それが確定したのかというのを聞いているんですよ、蓋然性だけじゃなくて。

- ○小枝委員 関連してもいいですか。
- 〇嶋崎委員長 まず、答えてもらいます。 担当課長。

〇林広報広聴課長 岩田委員のご質問、ごもっともなことで、その趣旨で先ほど流れをご説明しました。広報からこれがそれに該当する、発表に該当するということで、環境まちづくり部にお知らせしたのは、けがをしているので、発注工事の中でけがをしているので、これは該当しますよというところまで担当部にご連絡しました。そのとき、先ほど、私、時系列の中でご説明しましたけども、その後、環境まちづくり部にて、現場における事実確認を行い、文面を作成と申し上げました。そこの部分を、ちょっと身内でフォローするのもなんなのですが、環境まちづくり部のほうから、現場の内容を確認して、文面を作成した。そこの事実関係をきちんと岩田委員のほうに説明さしあげれば、今のご質問の答えになるんじゃないでしょうか。担当部から、ちょっとよろしくお願いします。

〇印出井環境まちづくり部長 ですので、現場の中で、職員が体当たりをされて、転倒して、けが、腰にけがを負っているというような状況、それ、後ほど診断書をもらうということはあるんですけれども、その状況を見て、けがをしていると。少なくとも、その時点で、診断書がないと、けがをしていないのかというような判断ではなくて、負傷しているという判断をさせていただきました。警備員についても、状況からして、けがをしていると。後ほど、診断書を取って、報告を頂きましたけれども、そこの段階で、相当程度、けがをしているということについては、我々としては、蓋然性が高いと思いますと申し上げましたけれども、確度が高い情報として認識しておりましたので、それをお伝えして、指針に沿って公表したということでございます。

〇嶋崎委員長 指針があるんだね。指針がね。指針があるんだね。今、指針と言ったけどね。指針があっての話だからね。そこを踏まえて、質疑をしてください。

〇岩田委員 その指針を教えてくださいというのが一つ。

あと、僕は、診断書が出てから、それが負傷事案だなというふうに認めろとは言っていないんですよ。蓋然性が高いだけでと、最初言ったじゃないですか。蓋然性で話をしているんですよ。そうじゃなくて、例えば、医者なりなんなりが、あ、傷を負っていますねというふうに判断したのは、いつなんですかと聞いているんです。その2点。

〇林広報広聴課長 はい。じゃあ、指針のほうで。

指針は、千代田区危機管理指針になります。公表する案件については、区の発注――失礼しました。間違いを言ってはいけないんで、ちょっと読みますね。区の管理下、区の管理下中の事故。そのうちの区発注の工事現場での事故。それから、危機判断基準として、公園・道路施設での事故。これについては、この指針の中で公表、広報として、ホームページに危機の発生時から現在に至る状況までの区の対応などを時系列的に提供していくために活用するとあります。その目的としては、区民向けに、被害の拡大、二次被害への不安解消を図るということが記されております。具体的には、言い換えると、再発防止ですとか、一般の方も通行していますので、その通行上での注意ですとか、あとは、今回、工事に当たられた方や、地域の方の安全管理という面で、この事実を伝えておく必要があるということがこの危機管理指針の背景にございます。

前半の質問は以上です。

〇印出井環境まちづくり部長 繰り返しになります。私が、ちょっと用語の定義がもしかしたら認識が違う。蓋然性が高いというのは、かなりの確度を持って、職員が体当たりをされて、転倒して、巻き込まれて、打撲をしたと。それで痛がっていると。じゃあ、急ぎ診断書をもらってというような一連の流れが、1日、2日、3日ぐらいであるんですけども、そういった中で、職員については、これは、明確に午前中の中で、一定のけがをしているだろうというふうに認識しましたし、警備員のほうについては、救急搬送されて、病院での手当てを受けているという状況について報告を受けました。それを踏まえて、これは、当然、けがをしているし、それをしっかり後で確認する意味でも、診断書を取ったと聞いてございます。そういう状況でしたので、我々のほうとしては、負傷者が発生している案件だということで、政策経営部のほうに報告したというところでございます。

〇嶋崎委員長 同じことの繰り返しにならないように、今、大体、整理はしてくれたと思うんで、新たなところで、質疑をやるんだったらしてください。

〇岩田委員 診断書の話は、僕はしていないんです。だから、医者が、医者が傷を負った というふうに、それを認めた。それはいつなんですかということを言っているんです。そ こを言ってくださいよ、ちゃんと。

〇印出井環境まちづくり部長 我々のほうでお医者さんに聞くということはできないと思います。まさに診断書をもって、そういうのを確認するというふうに思います。警備員についてもそうです。我々のほうから病院に行って、お医者さんにどうですかなんて聞くことは多分できないと思いますので、状況を把握しつつ、後ほどしっかり診断書等で確認をするような形で、必要な措置を取ったというところでございます。

- 〇小枝委員 はい。
- 〇嶋崎委員長 小枝委員。

〇小枝委員 やり取りを聞いていて、その客観性なり、どうしたら公平、公正な立場での判断をできるのか、してきたのかというところが、職員は身近にいるから分かるよねと。警備員は自ら雇ったから分かるよねと。だけれども、そこに地域住民の安全のためというのが危機管理の指針であるとするならば、地域住民の状況がどうだったのかとか、この時系列についても、区のほうだけでつくるんではなくて、相互の意見を突き合わせしながら流れを特定していかないと、再発防止にもならないし、客観的――広報というのは客観的で公平、公正なものでなければならないって、これは、当然、規範としてあると思うんですけれども、このやり方をしていると、何というんでしょう、報道、ここになぜかフジテレビのマスコミ到着、6時5分と書いてあるんだけれども、フジテレビ以外のマスコミも来ていたのに、ほかのマスコミ到着は書かれていないし、ある報道だけを見て、自分たちの都合のいいように広報するということだって起きてしまうんじゃないかと、今のやり取りを聞くと、非常に申し訳ないけれども、まさにそういう状況になっているということだと思うんです。

職員というのは、行政というのは、もちろん職員を守り、そして、当然、住民を守り、納税者を守り、みんなの暮らしを守るためにいるわけですから、なぜ、警備員と職員の話しか聞かなかったのか。私が聞き及ぶところでは、やはり、ちょっと行政が怖いですから、出せませんけれども、非常に何か体にジュラルミンみたいなの入れて、非常に重い装備でいらしたので、両側から圧迫されて、非常に、そういう意味では、もし、その診断書とい

うのであれば、それを取っているけれども、怖くて訴えることもできないという人もいると聞きます。どうあるべきかというと、こういうことが二度とないことが一番いいんですけれども、広報という観点からいうならば、客観、公正に聞き取りをし、当然、その事態を把握するための情報収集してから、これを行うというのが公共という役割じゃないのかな。今の答弁では、ほとんど自らが当事者になってしまっていて、感情的に客観性を欠いて、広報してしまったという状況というふうに断定せざるを得ないので、これは掲載を削除すべきだというふうに思いますけど、いかがでしょう。

- 〇桜井委員 関連。
- 〇嶋崎委員長 はい。桜井委員。
- 〇桜井委員 今までの議論、質疑を聞いていまして、何か忘れているものがあるんじゃないかというのが、正直な私の感想です。暴力はいけないんです。暴力は、どんな場面でもいけないんです。そして、今回、けがを負った職員、そして警備員の方たちに対して、申し訳ないという気持ちがどこかに忘れられちゃっているんじゃないですか。
- 〇小枝委員 住民だって、けがをしているんですよ。(発言する者あり)
- 〇桜井委員 いや、住民だって、そうですよ。だから、正しいことを……
- ○小枝委員 住民が……なっているんですよ。
- 〇桜井委員 正しいことを、正しいことをここの場で正すということは、別に、それは僕は間違っているなんて言っていませんよ。
- ○小枝委員 言っているじゃん。
- 〇桜井委員 ただ、ただ、これは執行機関として、調べられるものとそうじゃないものというのはあるでしょう。職員であれば、自分たちの仕事の流れの中で、こういうときに、こういうことがあったんだということが分かっていますから、その日時、どういう現状なのかというのは分かると思いますよ。

ただ、もう一方の、けがをされたのかどうか、僕は分からないけども、そこは、例えば、 警察だとか、そういうところで、きちっとした形のそういう事実関係というのが出てくる、 確認ができるということなんじゃないですか。役所は警察じゃないですよ。裁判所でもな いですよ。でしょ。(発言する者あり)

〇嶋崎委員長 ちょっとすみません。すみません、傍聴の方、お静かに頂けませんでしょうか。あくまでも委員会重視で運営していますんで、もし、これ以上雑音が入れば、ご退出を頂くことになりますんで、ご協力をお願いします。

続けてください。

〇桜井委員 はい。先ほど、中立という言葉がありましたけども、当然のことで、このことは、正しい事実関係を確認しながら、執行機関が行ってきたと、掲載まで行ってきたというふうに私は思いますよ。先ほど広報広聴課長が、所管、様々な所管に確認をしながら、こういう手順・手続を経て区としての判断をし、掲載をしたんだということを、この間もそういうご答弁を頂いて、なるほどなというふうに私も思いました。そういう手続をしているという事実関係を、やはり、区として、しっかりとこの掲載をしたということについて、皆さんからのご答弁を頂いていますので、僕は安心したけども、ぜひ、そこのところについては、手順・手続に沿った形で、しっかりと行っていただきたいということが、今後のまたこういう暴力だとか、けが人が出るとか、そういうことを抑止することにつなが

るので、そこはしっかりとやっていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

○嶋崎委員長まず、こっち、答えちゃって。

〇印出井環境まちづくり部長 我々のほうとしては、現場の状況を様々な聞き取りを通じて、取りまとめて、法規的な確認も含めて、公表したというところでございます。住民の皆様の状況については、確かにその現場の中でもみ合いになったというような状況があるんですけれども、その後、そういった何か負傷されているというような状況は、少なくとも現場にいた職員の中では、残念ながら確認できなかったというところで、我々としては、状況をできるだけ詳細に把握して、それを報告したというところでございます。

今後、こういった工事に当たってトラブルがないということが、それが一番大事だとは 思うんですけれども、こういった件についての情報収集、並びに広報担当と連携した適正 な広報にしっかり努めてまいりたいというふうに思います。

- 〇嶋崎委員長 さっきの小枝委員の掲載を削除してくださいという質疑があるけど、そこは、執行機関としてはどうなの。
- 〇林広報広聴課長 今、委員長からのご指摘にお答えする前に……
- 〇嶋崎委員長 俺じゃなくて。
- 〇林広報広聴課長 関連ですが、当日の所管部から住民の方に関する情報が入っていれば、 それをあえて載せないということは、広報上、あってはいけないことだという認識はもち ろんございます。当日報告がなかった状況ということを、事実はまずお伝えいたします。 かつ、今回の件が、繰り返しになりますが、ああした場所での事案であり、また、指針に 沿っているだけでなく、負傷者が発生し、かつ、書類送検をされているという事案であり、 当時としては、本来であれば、交通事故であったり、こういった負傷、負傷事件について は、当日、もっと早く発表するべきものだったと思いますが、それでも、翌日夕方になっ てしまったというところは遅いぐらいだと思っております。

ただ、委員長のご質問にお答えしますが。

- 〇嶋崎委員長 俺じゃねえって。(発言する者あり)
- 〇林広報広聴課長 すみません。
- 〇嶋崎委員長 小枝委員が言っている。
- 〇林広報広聴課長 指針に沿っており、かつ、負傷者が発生しており、そういった状況である以上、今回の陳情をお受けすることはできません。申し訳ございません。
- 〇嶋崎委員長 ちょっと違うんだけど、多分、小枝委員がおっしゃったのは、このホームページの掲載を削除してくださいと、最後、そういうご質疑だと思うんだけど、そこのところを明快に答えてくれないと、私が言ったわけじゃなくて、私は整理しているわけで、そこのところの執行機関の考え方を、広報課長が、恐らく、政経部、今日、お一人なんで、判断も含めて、最初のところの入り口は政経部から始まっているわけだから、そこの報告をもらった中での時系列を含めて、今の小枝委員の質疑に対してご答弁を下さい。
- 〇林広報広聴課長 大変失礼いたしました。

では、小枝委員のご質問にお答えしますと、もう本当に繰り返しになりますが、本件が 一般の方も通行する公道、公の場所での事案であり、指針に沿っており、かつ、負傷者が 出ており、書類送検されているような案件である以上、ホームページを削除することは今 の段階ではできません。

- 〇嶋崎委員長 ということです、小枝委員。
  - まず、そこは、だから、一つ押さえておいていただきながら、関連なのか……
- 〇岩田委員 関連で。
- 〇嶋崎委員長 全く違う案件なのか。そこまでご答弁いただいちゃっているんだけど、それ以上のことがありますか。
- 〇岩田委員 はい。関連でお願いします。
- 〇嶋崎委員長 はい。岩田委員。
- 〇岩田委員 区民の中にけが人はいない、もしくはけがを負った人はいないと認識しているという区のご答弁ですが、現在は、区の方、区民の方で、このときにけがをされた方はいますか、いませんか、現在。分かっているだけで。
- 〇嶋崎委員長 申し訳ないんだけども、この陳情とは、若干……
- 〇岩田委員 いや、これ、ここからあるんで、さっき……
- 〇嶋崎委員長 いや、ここからって、大体、いつも違うから。(発言する者あり)
- ○岩田委員 そんなことないです。そんなことはないですから。
- 〇嶋崎委員長 そこら辺は、ちゃんと自分で整理していただかないと。
- 〇岩田委員 ここから行きますんで、お願いします。
- 〇嶋崎委員長 それ、分かるの。(発言する者あり)
- 〇岩田委員 当時の事件でということです。
- 〇須貝基盤整備計画担当課長 その当日ですけども、妨害行為をされていた反対者にけが 人が出ていたと、そういう認識はございません。
- 〇岩田委員 聞き取りはしましたか。
- ○須貝基盤整備計画担当課長 認識をしていないので、聞き取りもしてございません。
- 〇岩田委員 少なくとも、私のところには、区民の側にもけが人がいると、そういうふうに聞いておりますので。もしも、こういうふうに、一方的に、区の職員なり、警備員なりがけがした、けがしたと言うんでしたら、ちゃんと聞き取りをして、両者、けが人が出たということを載せるべきではないかと思いますが。
- 〇印出井環境まちづくり部長 先ほど、私、ご答弁した内容と重なるのかなと思います。 当日の状況の中では、我々のほうとしても、救急搬送したときに、一緒に住民の方がけが したら救急車にご乗車されるのかなというような意識でいたんですけども、そういった方、 けがをしたというような申告もなかったというような報告を受けてございます。ただ、そ の後、この要望書の中で、要望書や陳情等の中で、けがをされたというような状況は、 我々、まだ確認していませんけども、そういうご申し出があるということは認識をしてお ります。

そういったことも含めて、我々としては適正に対応するべき必要があるとは思いますけれども、いわゆる、我々の側は、このホームページにも掲載していましたように、工事に向けて、フェンスを設置する、あるいは、工事を準備するという公務、業務をしようとしたところに対して、抗議から発展して、暴力的な妨害行為があったというような状況ですので、なかなか、その相手方の状況まで確認できる余裕はなかったというようなことで、ご理解を賜りたいというふうに思います。

〇嶋崎委員長 それで、もう、先ほど広報課長から――あ、いいですよ、どうぞ。林委員。

〇林委員 陳情書の陳情審査ですので、立場から言うと、私も、1回、広報を打ったものを削除というのはあり得ないと思います。この国の報道機関であろうとも、削除というよりも、おわびして訂正なり、事実と違ったらね。おわびして訂正しますと。これ、NHKでも、日本テレビさんでも同じようなことをやりますし、1回出たものはできないですし、言論の自由というのは、こんな削除しろとか云々というのは、できるのは議会ぐらいで、1回削除、言ったことを削除するというのは、その前提に立った上で、削除はできないんだろうなと前提に立った上で、確認だけしたいんですけれども。

一つが、中身について云々じゃないんです。事実経過だけです。区の職員の方と警備員の方が転倒させられたと。職員の方というのは、これ、労災とかなんとかの手当等々の手続というのは、今の時点であるのか、ないのか。

〇嶋崎委員長 職員ね。

担当課長。

- 〇須貝基盤整備計画担当課長 個人的なことになりますので、これをここでお話ししていいのか、ちょっと判断しかねます。
- 〇嶋崎委員長 林委員。

〇林委員 すごく大切なことだと思うんですよね。職務として従事されていて、けがをされたと。さっき、云々ありましたけれども、けがした云々は別として、夜、出勤されて、夜中に。で、労災の手当もないような状況の職場というのは、俗に言うと、ブラックと言われる話になってしまいますから、それを個人情報云々というのは、事実を知りたいわけですよ。で、労災の手続が取られることによって、なるほどねと。確かに負傷されたんだねと、職員の方はと。警備員の方も、それぞれ救急車で行った後、どうのこうのというのは、契約に入っていないかもしれないですけども、そこ、あやふやになるから、あらぬ誤解を受けてしまうと思うんですよね。しっかりとお答えしていただきたい。

○須貝基盤整備計画担当課長 公務災害の手続は、今、しているところでございます。 ○林委員 手続されているんだから、転倒させられて、けがをされたと。これ、事実関係 の、あまりそこでこそこそしないでくださいよ、やり取りの。大丈夫ですか。いいんです よね、その上で前提に立って、いいんだよね。手続しているんですよね。しているんです よね。人事課等々に回って。

で、もう一つが、やっぱり言葉が、前回の陳情審査でも言ったんだけど、ちょっと荒かったのかなというのがあるんですよ。タイトルが暴力行為についてというタイトルだったと。ところが、まちづくり部長のほうは、暴力的行為と。私もそっちが筋だと思うと。行政というのは、やっぱり、ちょっと「などなど」とか「等々」という形で、緩やかな表現でいくのに、かなり断定的で言っているんで、あんまり行政文書らしくないなというのが率直な感想だったんですよ。

本日配られた資料、参考資料1-1って、これ、読み上げていいのかな。大丈夫なのかな、該当部分だけ。大丈夫ですか。(発言する者あり)うん。

そうすると、1ページ目にある、まず、4時23分のところで、「異常事態と判断し」 というワーディングがあるんですよ。ところが、反対派のほうには、「緊急事態として判 断したので」とあるんですよ。この「異常事態」と「緊急事態」の言葉の違いというのは 何なのか。お答えください。 ○須貝基盤整備計画担当課長 言葉のとおりなんですけども、普通の状態ではなかった。 異常の状態だったという判断して、ここは、これは、これからは緊急な事態ということで 判断したと、そういうことでございます。(発言する者あり)

〇林委員 いや、真面目に答えてもらいたいんですけど、行政文書なんですよ。ね。行政 文書なんですよ。いいかげんに答えてもらったら困るんだけども、異常事態と判断したこ の状況は、この事案は異常事態なんで、撮影を開始しますよというのが普通なんですよ、 行政上は。異常事態と言っていたのに、緊急事態というのは、何らかの事案の変更がある はずなんですよ。皆さん、地方公務員の資格を受けられて、この言葉の大切さというのは、 よくよくかみしめられていると思うんですけれども、どうして、そんな適当な話になっち ゃうんですか。不思議ですよ。それが職員に確認した事故記録で、どうしてこんなに当時 の実際に判断した、異常事態と判断したというのは、誰も分からないわけですよね。どな たから聞いて、それで、異常がどうして緊急になったのかって、その説明ぐらいはしっか りできないと、やっぱり何か違うんじゃないかというあらぬ疑念を払拭していただかなく ては困るわけなんですよ。

何度も言いますけど、区の文書が全て100%正しいというのはあり得ないですから、この世の中で。100点満点なんかないんだから。間違うこともあるし、その場合は、おわびして訂正しますとか、ここは違いましたとか。行政だから、僕らの政治の世界は、51点以上の、51%の人以上の人がいいねと思ったことをやろうよという判断ですけど、行政はもっと高い次元の51%じゃなくて、変な意味じゃないですよ、この後やる。高い100%に近づける努力を試みなくちゃいけないですけど、100点満点ではなくても、少なくても、この行政文書で、言葉の使い方ぐらい丁寧にやってもらわないと、傷害事件になるかもしれない話の証拠にもなるわけでしょう。これ、異常事態と緊急事態のが、何でそんな適当な話になるのか、意味が分からないんで、もう一度、どういう位置づけなのか、お答えください。

〇印出井環境まちづくり部長 状況の現場の判断、私も現場にいなかったところもあるんで、その辺は、現場の管理者としての須貝のほうでその状況を確認していると思います。ただ、これ、たしか手書きのメモをこういう形で起こしたという中で、その当時、言葉の精査というんですかね、その違いとか、あまり認識していなかったのかなというふうに思います。それについては、林委員おっしゃるとおりですので、こういった形で、公表に至るような文書については、改ざんとかあってはいけませんけれども、全体として、正確性、整合性を保つように努めたいと思います。おわびいたします。

〇林委員 一つ一つです。やっぱり今のお話だと、区役所にも、条例とかを管轄する総務 課に法規のほうがあるんですけど、そこは関わっていないで、あくまでも道路公園課のほ うの任意の形でお話を書いてしまったと。これが行政文書の記録になってしまったという 受け止めですよね。

次が、次のページの最後、5時15分なんですよ。ここが、神田警察署に呼び出され、 事情聴取って。ここも、また意味不明なんですよ。呼び出されというのは、出頭要請とか、 何らかがなくちゃいけないし、事情聴取というのは、〇〇の容疑で事情聴取って、公権力 の行使になるから、警察は。しっかりとした法律用語、司法用語が必要なんですけれども、 これはどういう意味なんですかね。神田警察署に呼び出され、事情聴取というのは。 〇印出井環境まちづくり部長 これについても、当時、私も現場の報告ですけれども、体当たり等を受けたというようなことについて、神田警察のほうに申し出て、それについて、お話を伺っていただいたというところでございます。その際の状況を事情聴取というような形で記録に残しておりますけれども、この時点では、具体に刑事事件に関わる任意のものとか、そういう状況ではなくて、まさに当日の現場の状況、それを神田警察署さんのほうにお話をしたということでございます。林委員ご指摘の、委員のご指摘のとおり、何ですかね、捜査に対する事情聴取というような厳密な定義の意味で、ここでは使っているという趣旨ではなく、この辺りも、当日、現場のメモから起こしたときに、行政文書として仕立てるときに十分配慮が足りなかったんじゃないかなということで、これについても度々ですけれども、正確さを欠いたということで、おわびを申し上げたいと思います。〇林委員 そうすると、神田警察署は、職場、つまり、道路公園課のほうに連絡が来た。それとも、個人の方、被害を、けがされた方のところに来た。全然関係ない方、例えば、課長とかに事情聴取の要請があった等々の、ディテールの話が事故記録のところに行政文書としては必要不可欠だと思うんですよ。

この詳細について誤解を招くような表現って、よく言うやつですよね、部長の話は。事 実はどうなっているんですか、この神田警察と執行機関、あるいは、職員の被害、けがさ れた方等々の。

○須貝基盤整備計画担当課長 当日のこの時間帯に神田警察署のほうから、ちょっとお話を聞きたいということで、職員が呼ばれたということでございます。(発言する者あり)現場です。その後ではなくて、ここの現場の中でです。

〇林委員 そうすると、混乱が起きて、警察、職員が110番通報したのが4時34分頃と。ですよね。2枚目の2フレーズ目にある職員が110番通報と。通報した方に神田警察署にちょっと来てくださいますかという表現方法なんですか。それとも、けがされた方にちょっとお話を聞きたいと言ったんですか。

○須貝基盤整備計画担当課長 実際に妨害、暴力的妨害行為を受けた者です。

○林委員 そうすると、けがされた方がちょっと来てくださいよと、神田警察署に。まあ、外じゃなんですからと言われたのか。どうなんですかね、事実経過は。何を言わんとしているかというと、この記録を基に、広報課長も、行政管理担当部長も事実確認をされたんですよね。違うの。違うんだったら、じゃあ、何の事実を基に確認されたんですか。これ、委員会の資料として出ちゃっているんで、このメモ、メモだったらメモで出すと思うんですけど、わざわざ令和5年4月11日に発生した神田警察通りⅢ期工事事故記録と銘打ってやられているんで、これは、じゃあ、メモ扱いになるのかな。何をもって事実を確認してやったのか。事実確認というのは、広報のほうは、その事実の確認を基にして、手続に入るわけですよね、当然のことながら。何をもって、この11日、先ほどご説明された4月11日の午前中に事実確認をして、行政管理担当部長等々が確認して、法規も確認してとなったのかって。

この決裁過程というのが、これ、間違ってもしょうがない。でも、出したものはもうしょうがない、取り返しがつかないんですから、ネットの世界でも、事実関係で。間違ったら正しゃいいけど、削除は絶対できないですよね。もうやってしまったというのは。これは言論界に生きていれば当たり前のことなんで。ただ、その前提の事実確認がどこまでし

っかりしていたんですかというところが大事な、この陳情に書いてあるこれまでの広報活 動として適正かどうかについて、十分に審議を尽くした上で、削除を云々と書いてあると。 削除するのは僕はできないと思っていますというような立場を先に言っていますんで、も し訂正しなくちゃいけない場合とかは、事実に基づいた形で書いてあれば、いいんですけ ども、かなり何かあやふやな形なんで、もう一度、事実確認をどのような形で庁内でされ たのか、この文面でないとしたら、どの書面によって確認をしていったのか。あるいは、 区長、副区長にレクするときには、どういう形で対応していったのか、お答えください。 〇印出井環境まちづくり部長 資料要求に対して、今回、要は、現場で起きたことを、多 分、当日の担当者の手書きのメモ等を起こしたやつを作成しましたので、これは、全体を 通して、現場での出来事という形で時系列でまとめています。その後、午前中ですね、職 員の負傷の状況ですとか、あるいは警備員の負傷の状況ですとか、そういう情報を集約し て、広報広聴課と連携、報告をして、その後、掲載に至ったというところで、ここに書か れていることというのは、基本的には、現場でメモをしながらまとめたことなので、先ほ ど申し上げた用語の使い方等について、正確さを欠くものがあるかもしれませんけれども、 現場で起こった事実をまとめたものというふうにご認識いただきつつ、それに対して、補 足をして、負傷の状況を報告して、ホームページのほうの掲載に至ったというところで、 ご理解を賜りたいと思います。

〇林委員 補足で、じゃあ、このペーパーではなかったと事実確認を。普通に考えると、このメモ的なものであっても、5時15分頃、警察に呼び出され、事情聴取と書いてあると。職員の方は、普通は、こんなことを聞かれましたよと、警察に。こういうことを答えましたよって、共有したいはずなんですよね、職員の中でも。いや、そりゃそうだよねと。警察の方までそうなんだと。負傷の事実認定がかかったんだと。何人の方にぶつけられた、ぶつかったとかという事実を1個ずつ確認したのも入ると思うんですけれども、それも書いていないとなってくると、何なんだろう、これは本当にメモ書き、委員会資料のは、こんなことがありましたよという程度のもので、事実確認というのは、広報課長がもっと詳細な警察とのやり取り等々を含めて、あ、なるほどねと。これは可及的速やかに負傷事件があるとして、サイトにアップしなくちゃいけないねという判断に至る過程なのか。何をもってなのかということをお答えしていただければ、もう、これ、陳情をお返しできると思うんですよ。十分に審査した上で削除はできないんですから。

〇林広報広聴課長 広報は、担当部の作成した内容が事実であるという報告を受けて、事実と確認したというところが実態です。じゃあ、これは本当なんですか。こういった事実確認はしたんですか。林委員がおっしゃるような調査はしていません。あくまで所管部が責任を持って作成した報告、広報への報告が正として掲載いたしました。

〇林委員 だから、すごく大事なところになってくるのが、警察の事情聴取云々とか、要は、警察権のところに一緒に領域に入っていたかどうか、ここが暴力的な行為になるのか、暴力行為になるのか、大きな判断だと思うんですよ。タイトルが暴力行為になっているわけですよね、広報のほうで。これは所管課から上がってきたわけですよね。

何度も言いますが、僕は暴力的行為といって、事案が確定していないから、普通はそうなるんだろうけれども、そこの判断をした書面というのは、じゃあ、まちづくり部の道路公園課内でどういうふうに事実確認を共有して、区長、副区長にレクのメモをまとめたん

ですか。

〇印出井環境まちづくり部長 現場での事実経緯については、こういった当日の手書きのメモを起こしたようなものの中で、確認をさせていただいたところです。それから、その後、刑事事件になるかどうかということについては、その時点では定かではなかったと。ただし、そういった暴力行為、暴力的な妨害行為があって、負傷をしたということについては、我々としては、現場にいた職員、あるいは倒された職員等の聞き取り、それから、周辺の事業者からの聞き取りを踏まえて、これは事実だろうということで掲載をしたところでございます。それらを踏まえて、掲載をしたとき、案文を作ったところで、その案文に基づいて、政経部のほうでご確認を頂き、掲載に当たっては、先ほど広報広聴課長からご答弁ありましたように、こういったものを掲載するよということで、区長、副区長にご報告をしたというところでございます。

〇林委員 5時15分に、繰り返しになりますけど、神田警察署に呼ばれたと。このタイミング的には、私もほんと記憶がほとんどないんですけど。というのは、自分の選挙の直前だったんで、16日から始まるときに、11日で、夜中に大変なことをされたんだろうなと思っていますけども。要は、区の職員の方が被害届を警察に出した。これで事案になるわけですよ、警察としては。被害届を受けちゃったんですから。区としては、それを、だから、共有して、被害届を出そうという意思決定をされたんだったら、これは、もう暴力事案、暴力的事案とか、被害届ですから、なるわけですよ。ここの判断基準がいつだったんですかというのは、多分、聞きたかったことなんじゃないのかなと思うんですよね。痛かったんですよね、職員の方。夜中に出勤して、上司の命令で寒い中行って、職務をやろうとしたと。そしたら、けがされたと。労災まで受けていると。被害届を出すかどうかというのも、やっぱり上司にも確認すると思うんですよね、職務中ですから。この被害届を出す、出さないというのは、区のホームページにアップするときの大事な、大事な事案だと思うんですね、ファクターとして。

- 〇小枝委員 ちょっとすみません。ちょっと事実が違うという……
- 〇林委員 僕もどこが違うのか分からないし、この文書に基づいての、正しいと思って、 この文書が正しいと思って言っているんで、(発言する者あり)じゃあ、被害届だけ、判 断だけ……
- ○嶋崎委員長 ちょっと先に、先にそこ、今の林委員の質疑に答えて。
- 〇林委員 いつの時点で被害届を出すという判断を職場で確認したのか。
- 〇嶋崎委員長 警察に対して。担当課長。
- 〇須貝基盤整備計画担当課長 被害届を出すのは、個人の判断でございます。(発言する者あり)あ、出したのは、4月17です。
- 〇嶋崎委員長 17ね。
- ○須貝基盤整備計画担当課長 はい。
- ○嶋崎委員長 はい。それで……
- ○小枝委員 関連。ちょっと事実誤認があるので。
- 〇嶋崎委員長 じゃあ、指摘をするんだったら、そこを指摘してください。 小枝委員。
- 〇小枝委員 非常に人権に関わることなので、事実誤認については指摘したい。住民の方

が、私は、いつ、何時か分かりません。けれども、男性の、住民の男性の方が警察を呼ば なきゃ駄目だと、警察を呼んだほうがいいと言って、それで、女性の住民が一生懸命、来 てください、来てくださいと電話をしているのを見ているんです。だから、ここで来てい る警察署は、以前もそうでしたけれども、こんな状態を少し落ち着けなさいという指導だ ったんじゃないかということと、住民の男性、直接の電話は女性の電話だけれども、来て くださいと言って、やっと警察が現場に来てくれて、まあまあまあというふうに入ってい った。その姿と全然、一方の事実なんでしょうけれども、同じ現場で起きた事実としては、 時間的には、4時38分、そして、5時15分で、ちょうどそのぐらいの時間なんですね。 ですから、メモだから正確じゃないこともあるんでしょうけれども、一方だけで事実を固 定すると、全く異なる、何というんですかね、思い込みで履歴がつくられてしまう。だか ら、5時15分かどうか分かりません、このくらいの時間で、ここは、とにかく状況を収 めなさいよというSOSを出したのは、住民の側、呼んだのは住民なんですよ。だから、 そこに大きな違いがあって、それは、それをなさった当事者の方の聞き取りをしていただ ければ、ここがもっと正確に書き取れるはずなので、いやしくも区民の税金で成り立って いる行政の在り方としては、しっかりと、そこはこういう履歴も公平、公正な客観的なも のにならないと、全く違った方向に誘導されてしまうということを感じました。

そこは意見でいいです。

- 〇嶋崎委員長 いや、それは、小枝委員、申し訳ないけど、ここで言っても、今、かみ合わない話になっちゃうから、ご意見として、それは言ってくださいよ。
- 〇小枝委員 ただ、もし言うとしたら……
- ○嶋崎委員長 じゃないと……
- 〇小枝委員 この資料が正確じゃないんですよ、全く。だって……。 (発言する者あり)
- 〇嶋崎委員長 そしたら、もう、そしたらさ、この審議にならないよ。
- 〇林委員 議論にならないもん。
- 〇嶋崎委員長 だって、参考資料として、執行機関から資料要求して、もらったわけでしょ。もらって、ある程度、ご自分でも多分見ながらやって、今、今の今になって、これ、違いますよというふうな……
- ○小枝委員だって、今、見ているんだから。
- 〇嶋崎委員長 今見ているって。さっきからずっと見ているじゃん、だって。
- ○小枝委員 見ているけど、だから……
- 〇嶋崎委員長 やり取りしているんだから。 ちょっと……
- ○林委員 その事実と……。
- 〇はやお委員 ちょっと休憩したほうがいいんじゃないですか。
- 〇嶋崎委員長 ちょっと休憩します。

午後3時50分休憩午後3時58分再開

○嶋崎委員長 それでは、委員会を再開いたします。

この陳情に関して、まとめて広報課、そして環境まちづくり両課からご答弁を、まとめ たご答弁を頂きたいと思います。 〇印出井環境まちづくり部長 広報広聴課長とも協議をしまして、今後のこういった事案 についての取組について整理したご答弁を、私のほうから申し上げたいと思います。

当日の状況については、非常に混乱した状況の中で、一方で迅速に情報を共有しなきゃいけないということで、ご指摘のように、その根拠となる文書等について、適切なものがしっかりまとめられていなかったというようなご指摘を全般的に頂いたのかなというふうに思っています。今後、こうした事故がないということが望ましいんですけれども、こういった事故記録の公表や広報に当たりましては、その経緯について、しっかりと説明責任を果たせるような形での記録も併せて残していくと、そういった広報の在り方について、関係部と連携して、今後取り組んでまいりたいというふうに認識してございます。

- 〇嶋崎委員長 はい。
- 〇小枝委員 はい。
- 〇嶋崎委員長 えっ。「はい」って、何。まだ続けるの。 意見として、何かありますか。今まとめていただいたんだけど。
- 〇小枝委員 今の答弁を受けて。
- 〇嶋崎委員長 小枝委員。

〇小枝委員 より迅速に正確にということで、記録の公表をしていくというご答弁だったと思います。広報課長のほうからも、先ほど、そういった事実について本当なんですかという確認まではしていませんというような答弁もあったんですが、こうした事柄について、先ほど申し上げたように、黒塗りのほうの経緯・経過というのは、まさしく職員側からメモ書きされたもので、全体把握としては、住民から見ると、履歴がちゃんと書かれていないという側面があります。現時点において、明らかになっているようなことからしても、住民側にもけが人がいるということも明らかになっている状況にあれば、この文面については、適切な方向で修正をしていくということは必要なのではないかというふうに思いますけれども、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

〇林広報広聴課長 今、小枝委員からございました住民の方の中にけがをされている方がいらっしゃる。これ、岩田委員からも先ほどございました。こういった皆さんへの記述が、当日、あ、翌日ですね、翌日のホームページに欠けていたとすれば、これは公平、公正とは言えないと思います。今後、林委員のほうから削除はできないだろうということでおっしゃられて、私も削除はできないという認識なんですが、この訂正の部分については、今後、調査、所管部のほうからになるのか、調査で地域の方のけがをされ――地域の方でけがをされた方の情報が上がってくれば、これは訂正記事の、訂正記事に該当すると思いますので、検討したいと思います。

以上です。

〇嶋崎委員長 いいですか。

ということで、まず、送付5-13に関しては、今日の議事録をもって、陳情者にお返しをしたいというふうに思いますけれども――あ、俺が言っちゃいけないのか。というふうに、私は今のやり取りを聞いて思うんですけども、ご意見があれば、取扱いについて、ご意見あれば言ってください。(「結構です」と呼ぶ者あり)いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長はいい。じゃあ、そのような形に、まず、させていただきます。

それから、続きまして、5-20。5-20に関して、何か執行機関のほうから情報提供はありますか。

○須貝基盤整備計画担当課長 本陳情の趣旨の一つである工事の中断についてですが、契約変更ガイドラインの資料には、資料要求あったものですけども、そこの目的には、設計変更を伴う際の発注者及び請負者双方の留意点や設計変更を行う事例など、基本となる考え方を示し、必要な設計変更を適切に行い、契約内容の透明性の向上、公共工事の品質の確保を図ることということでございます。請負者の責によらないトラブルが生じたため、工事を一時中止した場合というのは、設計変更の一一あ、陳情にそう書いてあるんですけども、その場合は、設計変更の対象となる具体例の一つとして挙げられているものにすぎません。この具体例は、設計変更ガイドラインに具体性を持たせるため、挙げられているものであり、具体例の記載に近い状況が生じたとしても、区が工事を一時中止する義務を負うものとは認識しておりません。さらに、適法、適正な手続を経て、予算、契約が議決され、区として執行すべき業務が、暴力的な妨害行為であることをもって、当初予期できなかったやむを得ない状況として、設計変更を余儀なくされるとすれば、道路整備にかかわらず、区政運営全般に大きな影響を及ぼすものと認識しているところでございまして、工事の中止をする必要はないと認識してございます。

それから、本陳情のもう一つの趣旨である対話の場についてでございますが、工事の着手後、これまでもお話ししておりますが、神田警察通りの街路樹を守る会からイチョウを伐採しないという、それを求める要望や区議会の陳情があったことから、道路整備の在り方について検討を重ねてきた神田警察通り沿道整備推進協議会との意見交換会の場を設けるなど、この間、一時工事を見合わせました。しかしながら、双方の一致点を見いだすことができなかったということは、これまでもご報告をしてきたとおりでございます。

反対をされる方の主張は、一貫して、既存の街路樹を残して整備することであり、それは変わっていないものと認識してございます。一方、沿道整備協議会の皆さんや神田公園地区連合会など、計画どおり整備してほしいという多くの要望は変わっておりません。また、区としても、計画どおり進めることについて、考えに変更はなく、これ以上の協議は困難でございます。

また、反対をされる方は、4月11日の現場のように、暴力的な妨害行為など、限度を超えた行為をしたり、訴訟において、議会における契約の議決が無効と主張されたり、また、守る会の関係者と思われるSNSアカウントが、一般職員の個人名の実名をさらした、侮辱的なツイートを拡散することもありました。これらを踏まえると、区としても、対話できる場を設けることは困難であると思料しています。

よって、工事の中断と対話の場を求める本陳情の趣旨に沿うことはできないものと、認識してございます。

〇嶋崎委員長 まあ、これまでも、この類似した陳情というのは、何本も私もお預かりをし、前委員会でも、企画総務委員会でも、皆さんに審議をしていただきました。で、遡ることですけれども、時の正副委員長で、双方の推進派と、それから、それをちょっと待ってくれという方たちとの会話も、したこともございます。それも、全部、皆さんにも当時の委員の皆さんにも、きちっと情報を提供し、共有をし、そして陳情も丁寧にお返しをし

ているという事実もある中で、今、執行機関のほうからの考え方が出ましたから、ここは、 それを踏まえた形でやり取りをしていただければありがたいと。元に戻らないような形を 取っていただきたいというふうに思います。

どうぞ。はやお委員。

○はやお委員 まあ、もう、戻るつもりはないですけれども、私も企画総務委員長をやっていて、そのときだったか、林さんがやっているとき、まあ、 I 期工事自体が、イチョウをキープするという I 期工事になっていたと。この辺というのが、明治通りだとか、また水道橋のほうの通りだとか、かなりやっぱり、こう、内部の話もずっと積み上がってきた。ただ、この位置づけだけ確認したいと。それは何かというと、 I 期工事はイチョウを一応補完したということで、でも、今後の流れについて、これが桜になったのかどうなのかちょっと分からないんですけども、何か I 期工事から変わったと。

で、ここのところの位置づけですね。だけは確認しておきたい。私も、そのところの I 期工事のときには、イチョウを、結果的には、あのときは石川さんが折れたのかどうなのか、ちょっとよく覚えていないんですけれども、普通に考えると、その I 期工事――これ、戻すつもりはないですよ。そういうところから成ったこの考えの、 I 期工事はイチョウを残しながら――あれ、イチョウだよね。イチョウを残しながら II 期工事になったという、それが変わっているというところのその行政のスタンスというか、位置づけをお答えいただきたいと。

- ○須貝基盤整備計画担当課長 当初、そのⅠ期工事も、イチョウから更新して……
- 〇はやお委員 そうだったよ。
- 〇須貝基盤整備計画担当課長 はい。道路の形態を変える計画だったんですけども、陳情等ございまして、あと、内部のほうで、内部というか行政のほうも、その陳情を踏まえまして、警察、交通管理者等々とも協議をいたしまして、そこの I 期区間に限っては、街区の特性ですとか道路に接する敷地、それから建物の利用状況、そういうものから駐車帯と植樹帯を設置しない、と。そういうことでイチョウを残す道路ができたということでございます。
- 〇印出井環境まちづくり部長 委員長、若干補足させてください。
- 〇嶋崎委員長 はい、どうぞ。
- 〇印出井環境まちづくり部長 環境まちづくり部長です。若干補足させていただきますと、今、課長からご答弁申し上げましたとおり、 I 期工事の区間については、 II 期以降と道路 沿道の状況が違うということとともに、私、一番大事だと思うのは、議会が、やはり総意で、 I 期工事は陳情を受けて残そうよというような形で、議会のほうとしても、一定程度ですね、合意があったというふうに理解をしております。

それに対して、II期については、まさに両委員長が企画総務――両委員って、すみません、林委員とかはやお委員が委員長だった頃だったと思いますけれども、予算審査の中でも、街路樹を更新すること等を含めてご説明いただき、陳情にあっても様々なご意見があるんだけれども計画どおり進めるというような形で、まあ反対意見はありましたけれども、まとめられたと認識しておりますので、そのところが大きく違っているというふうに認識しております。

〇はやお委員 最後。

それなりにいろいろな手続の中で決まったこと、II 期工事になったんだろうとは思うんで、これ以上、私のほうも言わないんですけども、普通、考えたときに、I 期工事から II 期工事となったらば、その継続性とか景観性とかといったら、普通はそのまま残すだろうと思うのも、区民の、ある、残してもらいたいという気持ちについては、私はある程度理解ができるんですね。で、そこのところについてこういうふうに変えるんであれば、今の話からすると、I 期工事については特別だったんですよということなんですよ。で、I 期工事は、じゃあそういうことであるならば、十分な説明がもう少し必要であったということと、私は、いろいろあるのが、いや、すごくその樹木、街路樹のことも大切だろうけれども、いろいろ新聞を見て、お年寄りの方が樹木を守っている姿を見たときに――賛成、反対じゃないですよ。痛いんですよ、本当に。そのところを、やはりもう少し丁寧にやって、そしてまた告発するとか、そういうことのない形で、どうにかやっぱり行司役としての行政が対応してもらいたいというのが、すごい強い思いなんですよ。

でも、やっぱり、それぞれの着地をどうやってやっていくのかといったときに、今、判断――執行権というのは大きいですから、そこのところでやるにしても、覚悟を持ってやっているんでしょうけれども、ただ、やはり区民があっての行政ですから、そしてまた、区民代表である我々議会としても丁寧にやっていきたいということはありますので、どうかね、やっぱりもう少し寄り添う形というのは十分考えていただいて、でも、私もちょっと2年ほどこちらへ出ていませんでしたから、その中で決まったことについてはとやかく言うつもりはないんですけれども、でも、ただ、その辺のところはもう少し丁寧に、この辺のところをどういうふうに考えているのかお答えいただきたいと。

○印出井環境まちづくり部長 まさに、その2年ほどの中で、「期工事と II 期工事の周辺環境の違い。で、「期工事におけるイチョウは、震災復興ということで、そういった歴史的価値もある。 II 期工事以降については、戦災以降、昭和30年代以降というような状況の違い。それから、沿道の敷地の状況。それと、やはり駅に近づくにつれて商業的な要素が強くなってくるということも含めて、警察協議の中で、当初思い描けていた以上のパーキングメーターの削減ができない。それから、最も重要な要素としては、バリアフリー法に基づく特定道路であるということも含めて、技術的にもできない。

それから、まあ、ちょっとすみません、2年間の間の説明になりますけれども、やはり落葉する広葉樹に対する様々な思いがあります。で、おっしゃるとおり、木を守ろうというような方々のその思いをむげにするわけではないんですけども、一方で、高齢者や障害者の方においても、できるだけ歩道空間を広げてほしいとか、あるいは落葉広葉樹、イチョウを中心とする落葉広葉樹は困るよというような意見も、それからベビーカーとか、様々ある中で、区長の言葉を借りれば、そういったことを総合する中での苦渋の決断という形で進めてきたところでございます。

担当職員をはじめ、守る会の方々から連絡があったときにはこれまでお話を聞いていた 経緯があるんですが、今般のことがあった中で、ちょっとなかなか、関係性の構築という のも含めて、おっしゃるとおりかなというふうに思います。我々としても、そういったことをできるだけ解消するような形で努めてまいりたいというふうに認識をしております。 〇嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

〇小枝委員 この間また、ちょっと議事録なども読んでみて、まあ、遡ることはいたしません。ただ、確認できていることというのは、一つは、この、今日、今回陳情にある工事中止のガイドライン。工事中止のガイドラインの中に、うん、これは条文上、一時中止できるんじゃなくて、一時中止しなければならないという記述になっていて、工事請負者の責によらないこうした状況については、工事を一時中止しなければならないというつくりになっている。法律ではないから違法ではないんだけれども、それは、住民合意というのは非常に苦手な千代田区が起こし得る、まあ、全国でも起きるんでしょうけれども、そういった場合のための決め事なので、誰だからやる、誰だからやらないということがあってはならないということが1点と。

それと、議決に関しても、当時、「期工事というのがイチョウを残してというのは、みんな誰もがそう思っていたけれども、『期工事のところまでが、ガイドライン上残すエリアに入っているという認識は、誰もが持っていなかったというのが、かなりずっと続いていて、最後に大串さん、当時の委員さんがそれを指摘したから、あ、このガイドラインは残すということになっていたのかということになって、それを慌てて書き換えたというのも、後手後手でありましたね。

また、令和2年の段階で、そのときいた委員のほうから、残した幾つかの複数案も作って提示してくださいよという、ビジュアルな絵を描いて出してくださいよといって。そのときの部長は、分かりましたと。やはり、いろんなメリット、デメリットを引き出す議論をしてもらいたいので、それは出しますよと言って、で、ちょっと出されなかったんですよ、その資料については。

という事実経過があって、全部まとめて言うと、住民側が分からないのは当たり前。議員にさえ分かるような状況に、実はなかった。それで、後手後手にいろんなことが分かってくる。そして、今、総務省出身で、今は学者で弁護士の、非常に総務省でもお偉かった方が、こういうふうな場合においては全国でも議決が無効であるよというような事例があるというような意見書も出されているというようなことも、やはり、地方分権から20年、いろいろ状況が成熟してきている部分もあるので、千代田区だけが取り残されてはいけないということもあるので、ぜひ、その点を、うん、この場においても情報共有していただきながら、やはりリスクマネジメントしなくちゃいけないと思うんですね。

いろいろなこの都市化の中で、苦しい中で皆さんお仕事していると思うんですけれども、私たちもよりよく行ったほうがいいと思うし、だから工事を進めてもらいたい、もともとガイドラインで更新しましょうと決めていたV期、N期のところからやってもらいたいということを申し上げて、基本的には工事を推進のことをずっとお願いしているんだけれども、まるで意地を張るかのように、そうじゃないところからやろうとするというところも、この状況になっている。

つまり、どうやって、より最初、不幸な事態、本当に高い税金を払ってこのまちに住んでいる区民が、より苦しい思いをしなくて、未来に相続税ではじき飛ばされないで、ここにいられるか、コミュニティをつくれるかって、非常に重要なケースで、部長がむかついて、頭にくるのもよく分かります。だけれども、お互いに苦しい。お互いに苦しいところを、いや、情報をどうかシェアして打開策に結びつくには、もう一つ情報共有が必要なんじゃないかなと。

そして、何度も言いますけれども、ガイドライン上は10年前から、ずっとここ近年まで、I、II期までは保存だった。ほとんど議決の直前に変えたんですね。だから、そういう状況もあるので、協力し合って、IV、V期のほうから工事しようよという、推進しようよという声に、どうか向かっていただけないものかということをお願いしたいと思います。〇嶋崎委員長 あのさ、申し訳ないんだけど、ご意見はご意見としては承りますけれども、この陳情書に基づいてやり取りをしていただかないと、あくまでもこの陳情書は工事中断と対話の場を求める陳情ということなんで、今のだと、全く違うところから工事を進めてよというふうなやり取りになっちゃうんで、そこはあくまでも……

〇小枝委員 委員長。

〇嶋崎委員長 小枝委員のご意見としては承りますというところしか、答弁ができないで しょ。だよね。

○印出井環境まちづくり部長 本件については、さきの定例会でも同趣旨のご質問を受けたかと思います。IV期、V期、駅に近いほうの工事を進めることについては、我々としても検討をしていく必要があるだろう。ただし、II期についても並行して取り組んでまいりたいというふうに思います。

で、先ほど小枝委員が、付け加えてちょっとご答弁すると、工事中止のガイドラインというようなご指摘がありましたけども、設計変更のガイドラインでございます。設計変更を前提とする中で、当然、設計変更をする必要があるとすれば、工事を一時中止するよねということの事例の中で、こういった地域とのトラブルというのが事例として書かれているということでございますが、ここだけは私のほうからちょっと指摘をさせていただきたいと思います。

〇嶋崎委員長 小枝委員。

〇小枝委員 私もどうにか歩み寄りを一生懸命探しているわけなんですけども、昨日も町会長さんの会議のほうで、もうマンション住民が85%という中で、町会長、町会といったって15%というところで全てを決めるのは困難だという悲痛なこともおっしゃっていました。私たちも行政も、みんなそのことはよく分かっています。そういう中でこの間やってきたことなんだと思いますけれども、そこの中で起きているあつれきを、合意形成から外された人たちがまちを守りたいという思いを、もう少しどうにか優しく受け止めるものがないだろうかと。委員長がこの陳情に沿ってというふうにおっしゃったので、この陳情に沿って申し上げるのであれば、先ほど申し上げた意見書ですね、議決に関する、議決を無効とするという考え方もこういうケースにおいてはあり得るよというふうな意見書がございますので、それをぜひ共有していただく中で、この陳情については、もう少し調査、判断をしていただきたいというのが、私の意見の趣旨です。

〇嶋崎委員長 はい。それはご意見として頂いて。 はい、どうぞ。はい。

〇印出井環境まちづくり部長 小枝委員が意見書とおっしゃるのは、住民訴訟に提出された大学教授の方の意見書なのかなというふうに認識しております。それは、原告のほうから、被告に対して反論しているというような形での資料かなというふうに思います。もしそういったものは共有するんだとすれば、我々としてもそれに対する反論という形で準備をさせていただく必要があると思いますし、訴訟の進行上の中でどういうタイミングで情

報共有するのかということについては、当委員会でのご指示を仰ぎながら進めてまいりたいというふうに思いますが、我々のほうでは訴訟に関連する資料として受理しているという状況でございますので、そこはご理解いただきたいと思います。

〇嶋崎委員長 それはそうだよね。委員会としては、それは小枝委員の思いは分かるけれども、委員会集約としてそれをまとめるというのは、それはかなり困難な仕事になるんじゃないの。ましてや、もう、それはその当時、いろんな意見があったけれども、民主主義の手続はきちっと取ったんですよ。それで、数としては賛成多数で、これは議案として通っている話ですから、それは今度、区民との信頼関係で言えば、それは議会、委員会が何をやってるんだという話には、当然、推進の人たちからはなるわけで、それは双方に話をきちっと、我々はバランスを取ってやらなきゃいけないわけだから、片方の100、ゼロではなくて、どこかで折り合える、折り合わなきゃいけないということはあるかもしれないけれども、100、ゼロで、止めろ、進めろという、そういう話では私はないと。

私もずっと、この期間の間、当該の委員会の委員にいましたから、と思いますけれども、 この扱いを含めて、もう時間も時間なんで、扱いを含めて小枝委員はそういうご意見を言 われましたけど、ほかにご意見がありますか。

〇岩田委員 先ほどの区のご説明で、検討を重ねてきた、意見交換会なども行ったというけども、胸襟を開いた話合いというのも、結局は、工事推進派の町会長が、何か一方的に怒鳴って席を外してしまったみたいなような話も聞きました。

で、今、イチョウの葉っぱの話も聞きました。滑るというね。落ちた、落葉で落ちるという話も聞きましたけども、その代わりに、何だ、植えようと言っている桜だって、花びらがたくさん集まればそれで滑るわけで、毛虫も多いし、いろいろあるわけですよ。さらに、設置をしようと言っているパーキングメーターの話もありますけども、車の量からいっても、それは必要ないんじゃないかというふうにも思うわけです。で、バリアフリーも、「期工事でやれたんだから、同じようにやれるんじゃないかと思うんですけども、それでも一応やるということなんですよね。

ただ、お互いに、街路樹を切る、切らないという話になったときにも、このままだと工事は止まったままじゃないですか。だったら、また、こう、4月11日のことのような、そんなことが起きないとも限らないわけですよ。だったら、その工事自体は、どちらも反対していないんだから、まあ、対話の場を求めるぐらいはしてもいいんじゃないかと思うんですけども、そこはどうでしょう。

〇印出井環境まちづくり部長 先ほど課長のほうからご答弁をさせていただきました。工事、設計の変更ということに向けた対話の場ということについては、これまで数次にわたり、推進整備協議会の中での両者の意見交換、それから区民同士の。

で、先ほど区民同士の中で、町会長が怒鳴ってというご発言をされましたけども、その 背景も含めて、どういう状況があったのかということをしっかり説明しないと、我々とし ては、それは非常に一方的な話で、参加してくれた町会長さんたちに対して、非常に心外 な話だなというふうに思っています。ボランティアで推進協議会に参加をしていただき、 そして、直接、対話の場にも出ていただいたというところでございます。

確かに町会長さんたちというのは選挙で選ばれているわけじゃないので、民主的正当性 という形では課題があるかなと思いますけれども、特に、私、これ、繰り返し申し上げて いますが、神田公園地域の町会長さん、ほかの地域の町会長がそうじゃないとは言いませんけれども、やはり神田古町のそうした矜持を持って、まちの様々なことについての興味、関心、知識あるいは経験があるのかなというふうに思っています。そういう人たちの声を参考に聞きながら、予算、契約、陳情審査というまさに民主的正当性を持つ議会への皆さんのご議論、ご議決を経て進めてきたところでございます。

繰り返し申し上げますけれども、先ほどご答弁申し上げましたとおり、今回、こういう 刑事事件という状況があって、我々としても、今後、さらなる工事の遅延とかがあった場 合の法的措置というところも検討しなきゃいけない状況にあるのかなというふうには一方 で思いつつ、おっしゃるとおり、課題が解決されて円満に実施できるということも、全く 否定するものではございませんので、その辺の努力ということについても意識しつつ、今 後適切に進めてまいりたいというふうに思います。

- 〇嶋崎委員長 取扱いについて、すみません、ご意見を下さい。
- ○林委員 ちょっと資料……。この資料1-3について……
- 〇嶋崎委員長 はい、どうぞ。林委員。
- 〇林委員 せっかくなんで、参考資料1-3の説明をちょっとお願いしたいんです。これ、総額幾らになっているのかと、今後、街路樹の、イチョウの木を切りに行くときに、同じような対応が必要だとするんだったら、同じ金額が必要になるんですよね。ちょっと、何回に分けるか分からないんですけども。(発言する者あり)
- ○須貝基盤整備計画担当課長 ただいまのご質問は、その4月11日が幾らかかったかと、 そういうご質問ということでよろしいでしょうか。
- 〇嶋崎委員長 違うよ。今後だろ。(発言する者あり)今後でしょ。
- 〇林委員 今後も、4月11日も、幾らかかって、今後も同じ金額、こういう警備会社に 必要なことに支出するのかどうか。
- 〇嶋崎委員長 単価表が出ているから、これで間違いないですかと。今、物価高騰だから、 値段が変わっているかもしれないでしょ。はい。
- 〇須貝基盤整備計画担当課長 これは業者からの見積りですので、これをそのまま契約書として契約してございます。
- で、今後ですけども、今の状況が続くということであれば、また同じような形を検討していかなければいけないと考えてございます。
- 〇林委員 そうすると、この資料1-3は、4月4日の日に見積書が出てきたと。実施日が、まあ指定のとおりという形だから、区のほうがオーダーで4月11日に行きますよといって契約を結ぶと。こんな関係でよろしいんですかね。
- 〇須貝基盤整備計画担当課長 4月11日だけということではなくて、契約といたしましては、令和6年3月31日までということで契約してございます。
- ○林委員 いやいや。
- 〇嶋崎委員長 林委員。
- 〇林委員 この金額で年度内は、要は「貴所指定の通り」だから、千代田区役所が何月何日に行きますよといったらこの金額でやるようなものだとすると、じゃあ総額幾らなんですかとか、あと何回できるんですかとか、発生するわけですよ。要は、指定日を決めて、依頼するわけですよね。この時差の範囲ですとか、どういう形になっているのか、説明し

ていただきたい。

〇須貝基盤整備計画担当課長 単価で契約でしてございますので、それを、そのときに指示して、それを積み上げるという形になっております。で、ちょっとこれについては、まだ精算はしていないということがございます。

それから、あと何回できるかというところは、まだそれも今後の作業計画に関わることですので、お答えすることはできません。

○林委員 いや、そうじゃなくて。委員長。

〇嶋崎委員長 林委員。

〇林委員 要は、「指定の通り」と書いてあるから。3行目ね、現場、神田警察通りの道路工事等に係る保安業務、実施場所、千代田区神田錦町 神田警察通り、実施日、貴所指定の通りというから、役所のほうで指定日を、この随契で4月4日にやったことによって、年度内は指定日だけ言えば、この金額で保安業務ができるようなスキームになっているんですか。それとも、随時、随契をやって、その都度、金額発生になるんですかと。その場合は、委員長おっしゃったように、人件費が高騰しているから、もっと金額が高くなんなくちゃいけないから、当然、いろんな予算措置等々も必要になってくるんでしょうけども、どういうスキームでやっているんですかというのを資料で出されたんだから、それぐらい説明してくださいよ。

〇須貝基盤整備計画担当課長 先ほども申しましたとおり、これは、この警備会社が出した見積書で、契約書についている単価表というのは、また別にございます。で、その単価に合わせて、あと、こちらで指示をしたところに関して支払いをしていくということでございます。(発言する者あり)

〇林委員 意味が分かんない。

〇嶋崎委員長 あのさ。あのね、見積り、分かる、言っていること。大丈夫。整理してくれる。はい。

じゃあ、お願いします。部長。

〇印出井環境まちづくり部長 失礼しました。林委員おっしゃったとおり、確かに課長が言うとおり、この見積りの単価表と契約の単価表が同じ額であっても、物としては違うので、そういう意味でご答弁申し上げたんですけど、単価契約をしておりますので、指定の日に何人配置しろとすれば、この内訳に掛け算を掛けたものが、基本的にはコストとしてかかってくると。で、そういうスキームで、当面臨むと。ただ、すみません、今後の計画については、ちょっと、今、はっきり決まっているわけじゃないので、ご説明できないというところでございます。

〇林委員 単純に、この4月4日で年度内は大丈夫なの。

〇嶋崎委員長 林委員。

〇林委員 はい。繰り返しになります。この4月4日の随意契約か何か分かんないですけども、この契約によって、年度内というのはこの単価で、指定日を言えば、だって、それが単価表で書いてくるわけでしょ。(発言する者あり)「指定の通り」と言って。

7月26日にやりたいですと言ったって、前日だったら無理だというのは当たり前なわけで、そうすると、区のほうで概算でどれぐらいとかというのは、何回を、年度内でスキ

ームとして確保されているのか、単発でやっているのか、それを確認しているんですけど。 〇須貝基盤整備計画担当課長 資料請求がその単価の出し方ということだったので、見積 書をこちらお出ししているんですけど、実際には契約書がございまして、その契約書はこ の見積りに沿った単価で契約してございます。

ですから、その単価がいつまで有効かということであれば、この契約の期間の令和6年3月31日まで有効ということでございます。

- 〇嶋崎委員長 その金額でいけるよという話。
- ○林委員 回数、だから、ずっと聞いている。
- 〇嶋崎委員長 何回。
- 〇林委員 うん。そこに何回……
- 〇嶋崎委員長 何回、何回予定しているんだと。(発言する者あり) 担当課長。
- ○須貝基盤整備計画担当課長 契約の……すみません。約1,000万で契約をしております。ちょっと、詳細の今細かいところは、今、ちょっとないんですけども、1,000万で契約しているその範囲の中で、この人数をどういうふうに割り振るかというところは、その作業によって、変わってくると。
- ○嶋崎委員長おおよそ、おおよそ何回行くの。
- 〇須貝基盤整備計画担当課長 ですから、それも何人を割り当てるかによって変わってくるということでございます。
- 〇はやお委員 1,000万だけは決まっていると。それでこの単価がもう決まっている。 だから、あとは、いつ、どこで、回数は大体……
- 〇嶋崎委員長 それは分からないんですね。(発言する者あり)はい。 ほかに。
- 〇岩田委員 関連。
- 〇嶋崎委員長 はい。岩田委員。 あのさ、もう取扱いにしてほしいんだよね。やり取りはさんざんやっているんだから。
- 〇岩田委員 はい、ごめんなさい。
- 〇嶋崎委員長 岩田委員。
- 〇岩田委員 はい。すみません。確認ですけど、この、今、先ほど言っていた見積りがい つまで有効かというのを、もう一回言ってもらえますか。 (発言する者あり)
- ○須貝基盤整備計画担当課長 委員長、基盤整備計画担当課長。
- ○嶋崎委員長はいい。よく聞いていてください。
- ○須貝基盤整備計画担当課長 この見積りは、ここに書いてあるとおり、発行日より90日間有効というのはこのとおりなんですけども、その後、契約をしておりますので、契約上は令和6年3月31日までということでございます。
- 〇岩田委員 はい。ありがとうございます。(発言する者あり) いえいえ。(発言する者あり)で、資格者と一般があるじゃないですか。資格者のこの

いえいえ。(発言する者のり)で、質恰者と一般があるしゃないですが。質恰者のこの 資格の名前を教えていただけますか。

- ○嶋崎委員長えつ。
- 〇岩田委員 資格者の、資格の名前です。

- 〇はやお委員 どういう資格があって、どういうふうにしているかと。
- 〇岩田委員 そうです。
- 〇須貝基盤整備計画担当課長 警備員指導教育責任者資格。まあ、それ相当のものでございます。
- 〇岩田委員 はい。
- 〇嶋崎委員長 あのさ、申し訳ないんだけど、陳情に沿ってお願いしますよ。どんどんどんどんようほうへ行っちゃうから。大丈夫。
- 〇岩田委員 はい。
- 〇嶋崎委員長 岩田委員。
- 〇岩田委員 僕もそれを調べました。いろんな、こういう警備会社で、(発言する者あり) この資格を持っている方、大体、月で数千円から数万円ぐらいのアップなんですけど、こ の方たち、すっごいもらっているんですけど、これって、普通に正当な金額なんですか。 あまりにも高いと思うんですけど、これ、どうなんですかね。
- ○須貝基盤整備計画担当課長 委員長、基盤整備計画担当課長。
- 〇嶋崎委員長ちょっと、ちょっと。陳情とどういう関係があるの。
- 〇岩田委員 そういうのを雇って、区のお金を出しているということで、どうなんだとい うことを聞きたいんですよ。
- ○嶋崎委員長いや、だから、陳情とはどういう関係があるの。整合性があるの。
- ○岩田委員 だから、区の支出ですから。
- 〇嶋崎委員長 いやいや、支出は分かるよ。(発言する者多数あり)だから、今の陳情審 査には、俺はそぐわないと思う、委員長としては。申し訳ないけれども。
- 〇岩田委員 そうですね、はい。じゃあ、課題だけ指摘させてください。
- 〇嶋崎委員長 指摘をしてください、じゃあ。はい。 岩田委員。
- 〇岩田委員 先ほども言いましたように、これは各警備会社でいろいろ差はあるものの、 月々数千円から数万円のアップというふうに聞いています。この資格自体も、講習会を受 けて取れるようなもので、相当な資格とはとても思えない。それにこれだけの金額を払う というのは異常だと思うんですよね。なので、一応、指摘をしておきます。
- 〇嶋崎委員長 はい。ご指摘を受けました。
- で、取扱いはいかがいたしましょうか。先ほど小枝委員からは継続のご意見がありました。ほかにございますか。
- 〇はやお委員 もう終わったの。
- 〇嶋崎委員長 終わりました、終わりました。(発言する者あり)質疑はいいですね。 〔「はい」と呼ぶ者あり〕
- 〇嶋崎委員長 はい。取扱いに移ります。 桜井委員。
- 〇桜井委員 取扱いということです。この陳情の一番最後の3行のところになるんだろうと思います。「イチョウの伐採を伴う工事を中断することを区に求めると共に、住民同士および住民と区が対話し、共に安全で快適な道路整備を検討する場を設置」していただきたいという、そういうことでございます。

今までも、この計画が、住民同士、また住民の方と、それと区と、様々な場面で協議する場面というのを随分つくってまいりました。何度もつくってまいりました。で、結果、お互いが折り合える点が見つかればということ、そういった期待ももちろんございましたし、そうなってほしいというふうにも思いはございました。しかし、残念ながら、現状としては平行線をたどっているというようなところもあります。

ただ、今後、これはまだ II 期工事でございまして、まだこれから、 V 期工事まででしたっけ、があるわけでございまして、これについても、今後の中では、いろいろと協議もまたすると、していっていただくというようなことも、執行機関のほうから、今日じゃありませんけどね、ご答弁を頂いています。そこのところを再度確認させていただくとともに、それと、中断をしてほしいというご意見についても、分からないわけではありませんけども、これは逆に推進していただきたいという強い思いも、今までのご意見の中からも出てきています。それを思うと、安全で、しっかりとしたこの事業を前に進めていただくということが、私は必要なんだろうなと、そのように思っております。

ということで、今回のこの陳情については、残念ながらこれは受け入れられないなということが私の意見でありますけども、執行機関に、今後もその話合いについては持っていくんだというところについては、最後に確認をさせていただきたいと思います。

○印出井環境まちづくり部長 先ほどの小枝委員のご質問と重なるところがあると思うんですけれども、神田警察通り全体を通じた今後のまちづくり、IV期、V期方面への道路整備については、これまでもまちづくりラインのほうでも、ご答弁申し上げたとおり、警察通り沿道推進協議会の在り方等も含めて、今、桜井委員がご指摘があったことも念頭に置いて、見直しを図ってまいりたいというふうに考えてございます。

〇嶋崎委員長 はい。(発言する者あり)えっ。それ以上。(発言する者あり)はい。 小枝委員。

〇小枝委員 先ほども言いましたけども、本当に工事を推進したいということはどういうことなのかということなんですね。この神田警察通りを、工事を推進したい、その気持ちは一緒、桜井委員も私も、みんな一緒だと思うんですね。で、それをどうやって推進するかというところで、力で押し潰していくやり方ではなくて、共通するところから一緒にやっていくというやり方になっていくための知恵を、これまでも何度か出してきたと思います。なので、この陳情をしっかりと議論する中で、工事を推進するそのやり方をやはり考え出していかなければ、やっぱり、何ていうか、大人の振る舞いとして、もう一つ知恵を出していかなければならないと思うので、ぜひ継続でお願いをしたいと思います。

〇嶋崎委員長 はい。

岩佐委員。

〇岩佐委員 この陳情に関しては、中止と中断と――中止か。中止と対話を求める陳情ということで、 I 期、 II 期のご説明も頂きました。私としてはこの工事はバリアフリーを確保するための大事な工事だと思っていて、今。もし、この対話を続けるとするならば、この執行方法について、もっとしっかり話をする余地はあるんだろうと。ただ、その工事の内容そのものを聞く、変えるような段階ではない。そういう意味では、その対話そのものが、今のこの時期ではもう、ないんだろうというふうに理解をしています。

ただ、道路もこれから続きますし、執行のやり方、方法に関しては、少しでも余地があ

ることは、丁寧に引き続きお願いし、また、いろいろなご意見を様々受けることだと思いますけれども、そういったご意見を行政として聞くということ自体は、もちろん閉ざさないでいていただきたいと思います。そこは確認させていただきたいです。

ただ、その、もう一つ、住民同士の対話ということに関しては、やはりちょっと先ほど 岩田委員のほうからも出ました、どっちかの一方が怒鳴っているだけだろうとか、今既に そんなことが挙げられてしまうような状況、つまり対話があるということは、信頼関係が なければ対話ができないという中で、やはり、少し書類送検のこと、あるいは、先ほどの 印象からみても、少し住民同士で対話ができる環境にはないんでないかと思います。行政 としては引き続き意見を聞かなければいけないと思いますけれども、この陳情そのものに 関しては、私は対話と中止はこれ以上は難しいんではないかという先ほどのご説明にその まま同意して、私はこの陳情を受け入れられないという意見を表明します。

〇嶋崎委員長 はい。ありがとうございました。 岩田委員。

〇岩田委員 先ほども申しますけども、この工事には誰も反対しておりません。ただ、一部、ずっと平行線の部分というのがあるのは、確かにそのとおりだと思います。で、住民同士の信頼関係の回復のためにも、ぜひともこの話合いをと思いますので、どこでそういう折り合いがつけるのかなというのを考えるためにも、継続でお願いしたいと思います。 〇嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。どうしましょう。ご意見が割れているんですけれども。 休憩します。

午後4時48分休憩午後5時01分再開

〇嶋崎委員長 委員会を再開いたします。

先ほどの神田警察通りのことに関しましては、ちょっとお時間を頂きまして、できる限り皆さんが合意ができるような、今、案文を作っておりますので、お時間を頂きたいと存じます。

で、時間を有効に活用したいので、そこを一旦お預かりをさせていただきながら、次に「外神田一丁目南部地区のまちづくりについて」に移らさせていただきたいと思います。 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 はい。送付5-14、16、27、28、30の5件を一括して、審査を いたします。

なお、送付5-30につきましては、前回の委員会で企画総務委員長と協議をして、確認をしてまいりました。企画総務委員長と協議をしたところ、連合審査の開催には、日程的に大変厳しいと。同時に、私のほうからも、所管の万世会館の理事者にも確認したところ、以前の議会へ報告をした内容から全く進捗がないというふうにご報告を頂きました。よって、ここに改めて皆様にご報告を申し上げながら、この件については、そういう取扱いを、私のほうから先にさせていただき、ほかに執行機関のほうから何か情報提供があれば、今日、午前中にも都計審がございましたから、そこも踏まえてのご報告を頂きたいと思います。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 初めに、今、委員長のほうからお話がありました、 午前中の都市計画審議会の内容、結果につきまして、口頭でご報告申し上げます。

まず、外神田一丁目の地区計画と市街地再開発事業の都市計画につきましては、都市計画審議会として決定すべきものとして可決がされました。

一方、最後に会長のほうから、可決されたものの、例えば同意率の向上ですとか区有施設の再整備に関する情報提供、こうしたことが、今回、審議会の中の議論でありまして、そちらにつきましては、決定後も情報提供に努めていくようにという形のご意見がございまして、区としましては、事業者と共に、このご指摘に従って努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、今回の陳情に関するものにつきましては、区の考え方といたしまして7月7日の当委員会でまとめたものをお示ししたところでございまして、今回、新たに内容としてお示しするものはございません。

一方、7月7日の委員会で、林委員のほうから、17条の意見書につきまして、都市計画審議会が終わり次第、また区有施設に関する意見がどれだけあったかも含めて示してほしいとご意見があったというところで、本日、参考資料2というところでご提出しているものでございます。

網かけのところ、まず1ページの網かけ、数目でございます。最初のほうには、意見書の要旨として、明確に賛成の意思が示された意見というところで、2,553通というところでございます。

それから、この資料をおめくりいただきまして、アページをお開きください。あ、6ページ、アページです。ここの網かけしているところが、この賛成の方のうち、区有施設のことに関するご意見というところで、ご確認いただければと思います。

次に、9(8)ページにお移りください。9(8)ページ、2番以降、網かけ以降は、 こちらの当計画に反対の意思を示された意見というところで、この以下が、その反対者の 意見でございます。

この反対者の意見の中で、ページで言いますと16ページでございます。16ページのところに、反対者のご意見の中から、区有施設に関する事項としてこうしたご意見があったというところにつきまして記載しているものでございますので、ご覧いただければと思います。

資料の説明は以上でございます。

## 〇嶋崎委員長 はい。

今、担当課長から、午前中の都計審の結果も併せて報告を頂きました。大変拮抗した中でしたけれども、都計審の皆さんの判断が出たところでございます。それを踏まえた形で、この陳情をどうするかということのやり取りも含めて、やっていただいてもいいんですけれども、いかがしましょう。資料は請求しているから、そこのところは、やり取りがありますか。

- 〇林委員 あ、これね。
- 〇嶋崎委員長 林委員。
- 〇林委員 資料ありがとうございました。前回、委員会のほうで整理させていただいて、 陳情者にお返ししていただいたものに対応していただいて。で、やっぱり区民施設という

のは、大変、皆さん気になるんで、いきなり飛んで申し訳ないけれども、23区の清掃一部事務組合というところは、清掃工場を何年スパンでローテーションをかけて改修工事をするというのを、全体像でやるわけですよね。ここの杉並工場は50年かかるから、じゃあ江東区のは25年後から改装しようとか、こういった大きな流れというのが、区民も住民も都民も安心すると。

で、清掃事務所、一時、今回の計画に入るとするにしても、そういった大きな流れ、ごみというのは休めないんで、大きなローテーションですよね、施設改修とか駐車場とか。こういった計画というのは、どういうふうに区民とか我々議会とかが見えるもんになってくるんですかね。一部事務組合との千代田区との違いがこういったご意見になっているのかなと受け止めますんで、そこは何らか考えられているのか否か、お答えください。〇柳千代田清掃事務所長 ただいま清掃工場の施設の整備、また更新というようなことでのお話、それから清掃事務所との兼ね合いってどのように考えているかというお話かと思います。確かに清掃工場は、定期的なメンテナンスもしつつ、定期的な機能更新もしているというふうに認識しております。清掃事務所の場合は、建物、ハードという意味での、やはり定期的なメンテナンスも含め、一定の期間において機能更新に入る必要だというふうに考えておりまして、現状の清掃事務所は、昭和59年だったと思いますけど、築、もう41年以上たっているという意味で、既に機能更新が必要であるというふうに考えておるところでございます。

〇林委員 いや、すみません、私の聞き方が悪いのか、区民の方の疑問に答えられないのか、今が老朽化している施設というのは誰しもが承知している話で、これは23区の清掃工場も同じことなんですよ。要は50年後、100年後に向けて、スパンを清掃工場なり、公共施設、公的サービスというのは継続していかなくちゃいけないと。で、今回の再開発の中に清掃事務所が入った、その後の考え方、ここもきれいに示す形になると、初めてこういった疑念とか疑問というのがクリアできていくのかなと思うんですけれども、そういった千代田区の清掃事業に関して、今後50年、100年後というのを見極めた計画というのは考えられているのか、今の時点では当面改修するだけなのか、そこを答えてもらいたいんですよ。

〇印出井環境まちづくり部長 今、林委員のほうから、清掃工場との対比の中でのご質問だったかなというふうに思っています。

清掃工場については、ご案内のとおり、東京都から事務移管する中で、23区が一部事務組合で実施をしていくと。広域的自治体から23区になったという中で、先ほど所長からご答弁申し上げましたとおり、長期的な機能更新、中期的なオーバーホール、そういったことを計画的に組み込んでいくということになります。清掃事務所についても、同様に1日たりとも止められない施設ではございますが、清掃工場に比べまして、いわゆる事務所機能、それからごみ等を乗せ替える機能、空間的なもの、そういったものが必要になってくる。それから、昨今リサイクルということになりますので、いわゆる公の施設ではなくて事務所的な機能が非常に大きくなっているのかなというふうに思っています。

そういった中で、かつて千代田区には2か所清掃事務所があり、それが1か所になってきたということでございます。おっしゃるとおり、今後、全地域での負担の公平という観点も含めて、どの地域に清掃事務所を次に機能更新していくのかという議論ももしかした

ら必要になるかもしれませんけども、現時点ではなかなかそこまでの議論が深まっておりませんで、所長から指摘したとおり、さきの基本計画でも老朽化に伴って機能更新が必要だと。それで、今現在スピード感を持って機能更新するには、当該の外神田地域の中で機能更新をするというようなことが最も我々実現可能性が高い一つの手法だというふうに認識をしてございます。ですので、この次の次ということについては、やはり全区的な判断も含めて、それから今後のごみ量の状況も含めて、さらに廃棄物の基本計画等々の中で検討していくのかなというふうに思っています。ですので、現在、50年先、100年先、70年先を見据えたちょっと方向性というのはまだ持ち合わせていないというところでございます。

〇林委員 分かりました。要は、私もごみの話を聞いたとき、23区の特別区の区政会館 で区議会議員23区の集めた中で清掃事務所の方が話していて、なるほどねと、こんなに 考えていたんだと。これだったら未来永劫安心だなと思ったんですけど、千代田区の場合、 清掃工場を持っていないからよそにお願いするしかないと。ここの区民の方の16ページ 等々も、やっぱり要は行き当たりばったりの、今の時点じゃなくて、もうちょっと千代田 区さん先読みの形を見たいですよという意見表明なのかなというふうに考えるんですね。 そうすると、例えばもう千代田区は清掃をやらないから、全部民間委託しちゃうから関係 ないんですよと。千葉とか、あの遠い足立区のほうからごみ収集車が来てそのまま持って こられるようなスキームを考えているとか、何らか、あるいはもう自力でどうしてもやら なくちゃいけないんだったら、清掃の車、収集車が何台必要だから、今後、車庫をどうし ようとか、何かせめてそれぐらいの未来発生のものをどこかで道筋で案的なものを出さな いと、なかなか一回こっきりの建て替えで大丈夫ですかという指摘に対しては、いや、今 古いんですと、そんなことみんな分かっていますよという形で、課題解決にならないよう になってしまわないような形の計画なり、プランなり、お得意の構想なり、ビジョンでも いいんじゃないですか、フラッシュアイデアみたいな、薄っぺらでもいいかもしれないけ ど、何らか方向性を見せないと、なかなか疑念に答え切れなくなってしまうと担当が苦し くなっちゃうんじゃないのかなと。まあ、所長は3年に一度交代するかもしれないけど、 現場の職員の方は交代できないから、やっぱり苦しくならないようにしっかりと道筋だけ でも答えてあげるのが筋なのかなというのがありますんで、今ないのはよく分かりました よ、全くノープランというのが、当面の改修だけと。今後については、どこの時点で考え るのかぐらいは、普通だったら基本構想でやるわけですよ、第4次基本構想のところでか っちりとこんな大事な計画があるんだったら。それもふわふわでない状態ですから、じゃ あいつなのと。どこかの計画、基本計画の分野別計画の変えるタイミングとか、どこかで それぐらいは示すのが筋なんじゃないのかなと。

〇印出井環境まちづくり部長 すみません、ちょっと長期的なことなので私のほうからご 答弁をさせていただきます。

先ほど申し上げましたとおり、現時点では清掃事務所、エッセンシャルワークではあるんですけれども、いわゆる迷惑施設になるのかなというふうに思っています。そういったものをどういった形で機能更新をしていくのかということについては慎重な検討が必要だと。ただし一方で、総論では一日とも止められない施設のうちの一つであると、みんな必要だというふうに認識しているところでございます。しかしながら、林委員おっしゃると

おりに、長期的な視点に立って、今後どこに建て替えるのか、あるいは建て替えの手法とか、そういったことも、一般廃棄物処理基本計画の中では10年スパンの計画ですけれども、例えばそういった中で議論をしつつ、適宜ある程度方向性、見通しが出た段階で、ご指摘のとおり計画レベルなのかビジョンなのか、大まかな方向性、なかなか、例えばこういう言い方をすると予断を招くかもしれないですけれども、麹町地域には難しいとか富士見地域には難しいとか、そういったことも検討要素としてはあるのかなというふうに思っています。一方で、この10年、20年先を見据えると、清掃工場が迷惑施設でないというような状況も、今の現下の中では技術の進展ではあり得るのかなというふうに思っていますので、その辺りも含めて、私ももうその頃はいないですけれども、その辺りも含めて、中長期的な中で清掃事務所もどういう形で今後機能更新するかと、検討課題として受け止めさせていただいて、今後、様々に議会から知恵とアイデアも含めて頂きたいというふうに思います。

## 〇林委員 最後です。

公共施設のところで陳情でいろいろご心配されている区民や関係者の方がおられて、部 長がおっしゃったとおりだと思うんですよ。多分職員の方たちはそんな先まで責任を持つ 必要はないと。担当が替わってしまうんだからと。とはいえ、やっぱり事務組合の方々が 真剣になってやられているわけですから、これを計画レベルでどこかのタイミングでやら なくちゃいけない。これはもう職員の方が英知を結集して、で、空いている土地はどこな んですかと、民間の土地そんな車庫で借りられないわけですよね。おのずから場所という のは限定になってくるかと思う。で、その地域の方を説得するのも大変だし、今ある施設 のところに造り替えるというのも、この時点でもしかしたらそれが嫌なのかもしれないし、 真意は分からないんで、そこはよく話を聞いていただいて、外神田の方たち、この当該の ところ。その上でご納得していただいて、で、次のステージのところまで考えていくのは、 計画をつくることは、やっぱり職員の方しかできないんで、そこは道筋を、ぜひ庁内の全 体計画として、土地の所有、千代田もなきゃ基金で買うしかないわけですけれども、いい 場所じゃない場所を買うわけですよね。一等地じゃない、みんなが欲しがる場所じゃない 場所を買わなくちゃいけないわけですから、それぐらいの道筋はちょっとつけていただか ないと、せっかくご意見をこれだけ大量に出していただいた方に対する回答としては不誠 実に当たる、今の老朽化を改築するだけでは、だと思いますんで、どこか責任ある方のお 話を伺いたい。

〇印出井環境まちづくり部長 ご指摘ありがとうございます。我々も別に20年後いないとかということではなくて、清掃一部事務組合の職員と同じように、長期的に区政運営が継続していくということについては十分念頭に置いているところでございます。林委員おっしゃるような、今後の清掃事務所の在り方、50年後どこにどういう形でどういうふうに整備するということまではなかなか近々には示すことは難しいのかなというふうに思っていますけれども、ただいま一般廃棄物処理基本計画の改定、10年スパンの先ほど計画と申し上げましたけれども、そういった中で、頂いた課題を少し受け止めさせていただいて、中長期的にこの辺りをどう検討していくのかということについて少し議論をしてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

〇嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

〇はやお委員 都市計画審議会のほうのメンバーでしたので、もう少し丁寧にやるべきだったと私は意見を、いまだにそう思っていますが、でも、現実やはりここのところ民主主義の世界ですから、あんまり審議会でマル・バツをつけたという私は記憶があんまりないんですよね。ふわっとした形でこういう方向という話はして、まあ、それはどうでもいいんですが、何を確認したいかと、今後の流れです。

何かといったら、都市計画の決定がされてしまったので、どういうふうに行くかというと、例えば、建築条例の変更がいつ行われるスケジュールになるのか、そしてまた、組合設立の認可とか、どのぐらいのタイミングで考えているのか、そしてまた権利変換の計画の認可はどういうようなスケジュールになっているのか、お答えいただきたいと思います。〇加島まちづくり担当部長 午前中に都市計画審議会の中で採決いただいたと。採決いただいたんですけど、いろいろと課題というか、区に対しての要望も多々あったかなといったようなところでございます。そういったことを踏まえますと、すぐにこの手続が進むということではないというふうに私としては認識しております。より丁寧にしっかりとやっていく、区が責任を持ってやっていくというようなことも、前回、前々回ですか、委員会ではやお委員のご質疑に答えさせていただいております。

そういったことで、今一番やらなければいけないのは、今日の午前中の審議会でもご議論になった同意率というところかなというふうに思っています。そこを上げる努力をまずはするという形で、そこの同意率を上げた結果、議員の皆様にも安心してご審議いただけるような建築条例の付議の請求もさせていただきたいというふうに考えておりますので、今、軽々にいつ提出しますだとか、いつの定例会でやりますとかというところはちょっと考えておりませんので、今後、当委員会のほうでご報告もさせていただきながら進めていきたいなというふうに思っております。

組合の設立に関しましては、やはり建築条例の議決を経た上でという形になってくると思いますので、それもまたもう少し時間はかかるかなと。普通、通常、都決をした後1年ぐらいが組合設立という形になるとは思うんですけれども、都決に関しては建築条例の都決ということもありますので、そういったことを踏まえると若干時間はかかるかなと。我々がやらなきゃいけない、我々だけではできないんですけども、今、準備組合がありますので、そこのところが同意率を上げる努力というものをしていく必要があるかなというふうに思っております。で、組合設立した後に権利変換ということで、通常それも1年後ぐらい、組設を終わった1年後ぐらいというのが一般的かなというふうなところでございます。

〇はやお委員 大体のスケジュールが分かってきたのは、建築条例の変更ということになれば一番最速でも3定か4定という話も出てくるかもしれない。それの1年後に組合設立の認可、そしてまたそれにさらに1年、2年後という、結局は建築条例の議決がされた後の2年後にこの辺のところの権利変換になってくる。

都市計画決定がされて、今、きちっと言っていただいたように、やっぱり同意率をしっかり上げることによってその事業の見込みというのがしっかりしてくることで、ここはもう我々から手が離れてしまって、もう本当に開発業者なり準組なり、皆さんの努力でそれをしっかりやっていただかなかったら、今度はもう本当に大変なことになって、前にも後

ろにも進めなくなる。だからもう少しやるべきじゃないかって言ったんだけれども、なかなか聞き入れてもらえなかった。それはもう決定ですから。で、進めていただくための、この建築条例についての変更ということを踏まえながら、何が一番言いたいかというと、都市計画決定が決まったら、そのところには先ほどもあったように事業化計画というものがはっきりできますよと言っていたんで、この辺のところのスケジュールはどうなのか。

何かというと、我々は、先ほど結局は青山先生もおっしゃるように、決定権者でもある けれども地権者でもあると。その地権者というのは何かといったらば、我々のほうのとこ ろについては万世会館を抱え、そして借地だったのかどうだったかちょっと忘れちゃいま したけども、清掃事務所があると。そのほかに一番の問題が、結局すごく大きい資産とし て区道があるんですよ。で、その区道がどういう試算になっているのかというのを、私は 分からなければこの都市計画決定はできないんだというふうに僕は固い信念を持っている んです。それは何かといったらば、区の財産をチェックするのは我々議会なんですよ。そ れが分からない中で、完全に分からなくてもいいですよ。それは余剰の容積だとか床の問 題もあるでしょう。だけど、どういうふうに変換されていくのかということが分からない で(8文字削除)ような形が今の状況なんですよ。それもうちの(発言する者あり)あ、 すみません、訂正します。結局は分からない中で判こを押したという形に私自身は思って いるわけです。訂正してね、後でね。そういうところがあるので、今これがどういう手順 でこのところを明らかにしていくのかということは、スケジューリングだけは明らかにし てもらわないと、都市計画決定がされたらご説明できますというように近いような話をし たから、いや、すぐにはできないでしょうけれども、そこのところをどうやってやるか、 それは議会との。またさっき言ったように、特に難しい施設が例えば本体のところに入っ ていくとなると、そこのところについては、答弁だったのが、協定書を作ると、その中で 十分整理しますよと言いながら、ちょっと私は嫌みを言って、255億の日比谷エリマネ のときは全く報告しなかったじゃないかって、今回はそういうことはないとは思いますが、 そういうところをどういう手順でその協定書を整理するつもりなのか、この前、フラッシ ュアイデアは言っていましたよ。だけど、我々の資産を今後道路まで含めて、それを広場 にしないんですから、それをどういう計画でこのところについては権利変換をしていくの か。これは、逆に言ったら議会が知らなくちゃいけないことなんです。そこのところのス ケジュールを教えていただきたい。

〇加島まちづくり担当部長 協定に関しては、建物の実際細かい設計だとか、そういった ものを踏まえないと、多分専用部分がどうだとか共用部分がどうだとか、そういったとこ ろもありますので、もう設計の最終段階という形になっていくかなというふうに思います。 その他、権利変換のモデル権変だとか、そういったところのお話かなと思うんですけれど も、やはりもう前期の特別委員会の中で青山先生からもお話がありましたように、都市計画の手続の段階では、権利者の方が一番知りたいであろう各個人の精査の権利変換の内容だとか、具体的な補償内容ができないといった形なので、今日オーケーになったから決定ということではございませんので、でも、ただこのまちづくり、都市計画に関してはやっぱり進めていくべきではないのと言えるような判断が出たのかなということなので、今言ったような権利の内容については、より詳細に、今後、準備組合のほうで精査もさせていただきながら調整ができていくというふうに考えております。

また、一方で、青山先生のほうからは、公共のモデル権変だとかということに関しても、都市計画手続の中ではあまり出すものではないよというようなご意見もございました。ただ、先ほどから出ているように、進めるべきだというような判断が我々としてもされたかなといったところなので、そこもしっかり準備組合のほうと調整をして、区道の金額がどのぐらいになるのか、これは公平、公正の立場でやらないといけませんので、そういったもので、どういった形でちょっとお見せできるかというのがあるとは思うんですけれども、そこら辺の手続は進めていければなというふうに思っております。ただ、そういった手続を進めていく上でも、一番我々としてはしっかりやっていかなきゃいけないのは、先ほど申し上げた同意率、3分の2以上の同意率を上げて、事業として必ずできるというところの確定をまずしていく必要があるかなというふうに考えているところでございます。

〇はやお委員 最後。そうですね。だから何かというと、同意率が一番大切だと思ってい ました。それでやっぱり66%、3分の2というのがもう最低ラインだろうとは思ってい ます。それとあといろいろな実態結果だったらば、結局は8割から9割、そしてまた憲法 論からすると私有財産のというところからしたときに、やはり自分の権利ということに関 して高い公共性のものということになったときには、この同意率というのは非常に相関し てくるということからしたときに、そこは丁寧にやっていただきたいと思います。そして また、確かに青山先生もそうだとおっしゃっていましたけど、一方では参考人である大澤 先生のほうは、慎重にやらなくてはいけないけれども、この事業化ということに関しての 公共施設が集積しているこの地域といったところについてはやらなければいけないという ことも言及されていましたんで、そこのところを含めて、ちょっとスケジュールをしっか り、大まかなスケジュールでいいんですけれども。今までは私が委員長だったら節目節目 で報告しろというだけで終わりにしちゃいます、自分で縛っちゃうから。だけども今回は これだけ課題になっていますから、どういうスケジュールで、大まかでいいですよ。この ぐらいについてはこのぐらいのことが整理できます。今言ったように、まず概算で結構で すけれども、僕は区道がどういうふうに、区道自体が財産目録に入らないのは分かってい ますよ。だけども、例えば路線価でいくのか公示価でいくのか、その一般的なあれの中で どのぐらいのやっぱりオープンにしないまでも手持ち資料であっても、そういう確認をし ていかなければいけない慎重な問題だと思っています。ですから、その辺のスケジュール と、どういうふうに一つ一つ、ここのところはもう都市計画決定したということを大前提 にしながら進めていくのかを明らかにする必要はあると思いますので、その概要スケジュ ール、ステップ論みたいなものはどういうふうに考えていくのか、つくってもらいたいん ですけど、そのところをお答えいただきたい。

○加島まちづくり担当部長 今つくっているというのは、そのスケジュール表みたいなところということであれば、ちょっと今ここですぐに……

〇はやお委員いや、そうです、それはそうです。

○加島まちづくり担当部長 ちょっとお答えはできないので何とも言えないんですけど、 先ほど申し上げたように、建築条例は必須だと考えておりますので、それの手続をいつや るかといったところ、まだ決まっていませんよということなので、なるべくそこを早くし ていきたいと。そこから組合の設立という形になって、そのまた先ほど言ったように1年 後ぐらいに権利変換という形なので、その権利変換のなる前、組設ですかね、組設で図面 だとか正式に出てきて、権利変換の前にどのぐらいの権利があるのかというところが明確になってくるという形なので、先ほどの区道がじゃあ幾らで算定されたのかといったところに関してはやはりその時期になるかなというふうに思っています。そういったことを考えると、やはり1年とか1年半とか、そのぐらいのスケジュール感は出てくるかなと。 〇はやお委員 すみません、委員長、もう最後。

いいんです。だから、明確な数字というのはそうでしょう。だけども、概算でこういうふうなということについては、ある程度節目節目で報告を頂かないと、私もこの公共性については必要だ、明らかにするべきだと言っていて、大澤先生もぎりぎりだけれども慎重にやるべきだと言っているんですから、ちょっとそこのところのできる範囲のところについて、建前論のスケジュールではなくて、そういう節目の本当にやっぱりぎりぎりのことをお互いさまでやっていかないと、このことについてはみんなに説得できないんですよ。また訴訟になっちゃうんですよ。何かといったらば、これだけの資産をどういうふうに議会はチェックしたんだという話になりますから。そこをやっぱりお互いさま、ぎりぎりのところでどういう出し合い方をしてこういうふうにオープンにしていくのか。確かにこの開発というのは非常に微妙なナイーブな情報提供をしていかなくちゃいけないことも十分分かっています。だけども、ここのところはしっかりやらなくちゃいけないので、その辺のところのぎりぎりのところについて、そのスケジュールが出してもらいたいんですけど、もう一度お答えいただきたい。

- ○加島まちづくり担当部長 今はちょっと明確に……
- 〇はやお委員 いや、言えないならいいの。
- 〇加島まちづくり担当部長 言えないので、ちょっとはやお委員と委員長とも相談させていただいて、どういった形でいつ頃という形でちょっと検討させていただければなというふうに思います。
- 〇嶋崎委員長 今の件に関しては、最後、ちょっと私まとめようと思っているところに入っています。ですから、ご意見はご意見として今言っていただきながら、最後のところではちょっとまとめようと思っているんで。
- 〇はやお委員<br />
  もう、この程度で私は。
- 〇嶋崎委員長 ほかに。
- 〇岩田委員 先ほども同意率のお話がありました。事業化に向けて区は3分の2に達するよう努力していくということなんですけども、何をどのようにするんですか、具体的に。 〇大木神田地域まちづくり担当課長 基本的な同意につきましては、一義的にはやっぱり事業者である再開発組合のほうで調整していくものなのかなと考えております。特にお話としては財産の話に関することがやはり多くなってくるのかなと。それはやはりその中に区が入るということはできないんですけれども、やはり例えば今後の生活再建ですとか、制度的にどうなっているのかとか、そういったことについては我々のほうで、例えば法令上の立てつけはこうなっているですとか、スケジュール的にこういったときにこういったものをお示しできるとか、そういったことについては公共として我々が説明できるのかなと思って、そういうことの要請があれば我々としても協力していくということでございます。
- 〇岩田委員 今までもそういう説明をしてきたんじゃないですか。でも今までもそういう

説明があったとしても、60%ちょっとぐらいの話で、具体的にどういうふうにすれば上がるかという、そういう秘策は何かないんですか、具体的に。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 委員会の中でも申し上げてきたんですけれども、6割の賛成があって4割、残り全員がこの事業自体に反対しているわけではございません。都市計画が決定した暁には体制に従って組合に入るか、もしくは転出するか、それを決めたいとおっしゃっている方が複数の権利者でいらっしゃいます。そういったことのお話し合いを含めて、我々としては今後事業化する見込みというのはあるものと考えております。〇岩田委員 あんまり具体的に何か秘策があるとは思えないんですけど、それっていつまでに3分の2までに達するようにするんですか。賛成する方も何年も何十年も待たされるようだったらかえってご迷惑だと思うんですよね。何年ぐらいとかそういうのを考えているんですか。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 我々としては時期をいつまでとか期限を設定したものではございませんが、やはり都市計画決定した(都市計画審議会で可決された)ということになっているところでございますので、それは速やかにそうした判断をしてまいりたいというところについて、事業者のほうに調整のほうを進めていくよう指導していくものかと考えてございます。

〇岩田委員 最後ね。ありがとうございます。速やかにということなんですけども、最長、 これって何年まで待たせられるものなのか、最後お答えください。

- O加島まちづくり担当部長 委員長、よろしいでしょうか。
- 〇嶋崎委員長 どうぞ。
- ○加島まちづくり担当部長 待たせられるとか、そういうようなところのお答えというのは……
- 〇岩田委員 期限は。
- ○加島まちづくり担当部長 ちょっと、我々は持ち合わせておりません。
- 〇嶋崎委員長 はい。よろしいですね。 小枝委員。

〇小枝委員 今日一体何を決めたのかということなんですよね。かなり区のほうが強硬に今日決めなきゃもうやめるというまるで子どものようなことを言って、ああいう迫り方をするというのは私も人生史上初めてだし、恐らく全国初めてのことだと思う。6割というほかではあり得ないような結論を導き出した。そして一体何を決めたのかなんですけれども、この陳情者が心配しているような、一つは、例えば公共施設の在り方については、もう川沿いにホテルとそれから万世会館、それから三角地帯に5階と地下の清掃事務所、こういう在り方、区割り、もうみんなフィックスしたということなんですか。それとも今まで、いやあ、決まったらいろいろ皆様の意見を聞いて、決まったら意見を聞いてというから、いかにでも変わるようなことも言っていましたけど、そこは変わるんですか。まだ変わるんですか。変えられるんですか。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 今回、事業性というところで、先ほどもちょっと部長のほうからも答弁がありましたけども、事業性について、やはりまだ鑑定評価ですとか、あとはただいま設計を出していないというところで、正確なものは分からないという中で、今の事業者の、例えば経験ですとか、近隣の例えば土地の評価額とか、そういったものを

参考にモデルとして試算したもの、これを区有施設の従前財産に当てはめて、当てはめて みたらこういう形で当てはまったと、再整備ができるというところまでが今回都市計画で 判明したことなのかなと。大枠として、それが例えば平面の例えば駐車場が一体になっちゃうよとか、そういったことは当然条件としていないということだけ確定しつつ、どこに 例えば機能を配置するかとか、そういうところについては今後も調整が可能なのかなと考えているところでございます。それについては、今後、建物設計を行ったり、そういった 先ほど申した鑑定とかを出して、従後の資産がどうなるかと、そういったことを判明しつ つ、事業者が区と調整して、そうした結果について、例えば議会それから区民のほうにご報告して、そこで頂いた意見も例えば事業者とフィードバックして、最終的には区有施設の配置がどうなっていくのかということが決まってくるのかなと考えているところでございます。

〇小枝委員 枠の中で、鳥籠の中でどうにかするよと言っているんだけれども、逆なんですよね。本当は、前さばき、都市計画の前に公共施設をどうするかということを決めて持ち込まなきゃいけなかった。それをうやむやにして、曖昧にして、この両街区の中で決めるというふんわりとしたイメージの中で都市計画という鳥籠だけ決めた。で、じゃあ決まったんだったらもう可及的速やかに今の原案を出してくださいよと言ったら、いや、まだ出せないという、今の言い方だとそういう言い方ですよ。変わることを前提にしても、自分たちがお買物したもの、要するに区有財産をかけて、川沿いの土地もみんなかけて、振り込んで買ったものって一体何だったのかというと、本当は買おうとしているものは何なのかというのを事前に出せと言ったら出さなかった。で、今日ある意味前さばきとしては決めました。じゃあ可及的速やかに一旦皆様がお買い上げした区民のものはこれですよと出しますよというふうになるんですか。

〇加島まちづくり担当部長 今日、都市計画審議会で、まあ、我々の感覚からすると半歩進んだのかなといったようなところかなと。それで、先ほどの同意率だとかというのがまだまだありますから、今後丁寧にやっていくと。で、今のどんな建物になるの、どんな詳細になるのというのは、確かに都市計画の手続中に関してはなかなか難しいですというお話はさせていただいたのは事実です。これからもう進めていくと、進められるというところがございますので、そこら辺は積極的に当委員会にもお諮りしながら、いろいろ意見を聞いて、もちろん区民の方々の意見も聞きながら、最終的に建物の整備について、区は地権者でもありますので、そちらの意見も聞きながら進めていきたいというふうに思っております。また、やはり市街地再開発事業ということで、ほかの権利者さんもいっぱいいらっしゃいますので、そういった方々と協調しながらこれをやっていかなければならない事業というところでございますので、そういったところを加味しながら、なるべく図面だとか、分かりやすいようなもの、早急に出せるところを出しながらご議論いただきたいなというふうに思っております。

〇小枝委員 一応最後の言葉は早急に出すという話だというふうに受け止めますけれども、何度も言うけど、やっぱり事前にそれは出ていなきゃいけなかった。今日決めた中でも、恐らく多くの方はあそこに一旦清掃事務所を解体して仮移転してもう一回移転するだとか、そういうことを誰も知りませんよ。それで、そちら様は、何だっけ、大型バスの停車場と言っているんだけど、区民の側はみんな駐車場、駐車場と言っているんですよ。つまり、

大きな誤解をはらんだまま、中身がよく分からないのにお買上げだけしちゃった状態になっていて、それも8対7、で、勝った勝ったと思うのかもしれないけれども、これ本当に私は泥沼化の危険があるということを指摘しました。でもそちらは踏みとどまることなく、正確な情報をお伝えせずに進めてしまいました。これ、最終的には区のほうが東京都と相談して決めるんだと思うんですよ。最終決定ありますよね。今日附帯決議も何もついていないから、いや、8対7でしたけれども通りましたよといって東京都さんに行かないで、ただ紙一枚で告知して都市計画決定しました、3日後にみたいな感じなんですか。ちょっとそこの日程を教えてください。本格的都市計画決定というのは区長が交付するものだと思いますが、それは何日後、どのぐらいの、で、手続的に東京都が介在するのかしないのか。

〇加島まちづくり担当部長 地区計画市街地再開発事業の決定に関しては、区の告示で大丈夫だというふうな認識でございます。ただ、今後の組合設立及び権利変換の認可、これは東京都がやるものなので、もちろん東京都のオーケーをもらわないと進めていけられないといったようなものでございます。

〇小枝委員 見通しと見切りの問題なんですけれども、これだけら割、区の財産全部振り 込んでも、都の財産、国の財産を仮に入れても3分の2に行かない状態のまま踏み込んだ。 先生方の中にはあり得ないということもおっしゃって、反対された方もいる。都市計画の 専門家の方の中に非常に疑念がありました。でも踏み込んだ。じゃあ何年後といったとき に、フリーズしてしまう。要はもうこれ決定すれば個別建て替えができなくなるわけです よ。個別建て替えができなくなる。じゃあ1年後、いつまでもいつまでも見通しが立たな かったときに、いや、3年でも4年でも頑張りますというのでは、もうまちが成り立たな くなる、廃墟になってしまうと思うんですね。でしたら、あれだけの大見え切ってやった んであれば、1年たって駄目だったらもうやめますと、駄目だった場合には、独自に川沿 いも整備する案も考えるとおっしゃったじゃないですか。その期限を設けてやるべきじゃ ないんですか、期限を設けて。そうじゃないと、気がついたら決めた部長もいなかったみ たいなことになって、もう宙ぶらりんになっちゃうわけですよ。これからですよ、本当に 産みの苦しみは。それをあんまり長いことすると過労死も出ると思うし、小川町の例を言 いましたけれども、0.5、コンマ5上がったのは相続税が払えなくて立ち退いた人です よ。そうやってそういうことがない限り動かないという状況はやっぱりよろしくないと思 うんですよ。根拠のないことで踏み越えてしまう。本当は川沿いのところってほとんど公 共の土地だから、別に公共の土地なんだから川沿い整備って公共がみんなでやろうねって 言えばできたんですよ。それをなさらないで、とにかくこういう形で6割で、私に言わせ れば行政による地上げですよこれは、所有者に言わせれば。私はそのぐらいの怒りがある と思います。逆に言えば、それでも踏み切ったんだから、これだけ魅力あるプランをやっ たんですと、そして責任を持って全力でやりますと、できなかったときはここで諦めます と。そういう約束をしてくれないと、本当にこの陳情に応えることはできないと思うんで すよね。時のアセスですよ。ここまで、ここまでにやります。あれだけ大見え切ったんだ から、ぜひ答えてください。

- 〇加島まちづくり担当部長期限を切るつもりはございません。
- 〇小枝委員 はい、委員長。

- 〇嶋崎委員長 かみ合わないですよ。
- ○小枝委員 じゃ、何年もやっているんですか。
- 〇嶋崎委員長 だからご意見として、ご意見としては承るかもしれないけど、今のやり取りではもうはっきり答えられているんだから、それはもう、別に役所の肩を持つわけじゃないけれども、やっぱり、今日、都計審という……
- 〇小枝委員 持っているよ。
- 〇嶋崎委員長 やっぱり、いや、都計審という法の立てつけ上の審議会の中での判断ですから、そこは踏まえてくださいよ。いろいろとご意見があるのは十二分に分かるけど、それはもう、区民公募もいらっしゃる、議会も入っている。そして学経の皆さんも入っているという、そういう中の話ですから、そこはご理解を頂きたいと思います。

桜井委員。

〇桜井委員 今日の午前中の都市計画審議会、私も委員として入らせていただきました。 外神田一丁目南部地区の地区計画の決定、そして東京都市計画の第一種市街地の再開発事業ということで決定がされたということでございます。

その中で、今回のポイントというのは二つあって、一つは、先ほど部長もおっしゃっていましたけど、同意率をいかに上げられるかということだと思います。それともう一つは、いかに公共性、公益性にかなったそういう事業を行っていけるか。それを区民にしっかりとご説明をし、ご理解を頂いて評価を頂けるかということなんだと思うんですね。それが同意率のアップにつながってくるということになってくるんだろうと思います。そこら辺のところはしっかりと執行機関として認識をしていただいてやっていただくというところをお示しを、先ほどその答弁の中で随分出ていましたけども、そこのところは大切なので、まずはそこのところの区としての考えというものをまずお示しいただきたいということ。これはこの後、委員長のほうでお示しになられる、この4本ある陳情なんかにも当然関連してくることになってくるので、そこのところについては、まず、ちょっとお気持ちをお聞かせいただきたい。

〇加島まちづくり担当部長 先ほどはやお委員のご質問にもお答えしたとおり、今後、今一番大事なのがやはり事業が成り立つかどうか、成り立たせなきゃいけないというところだと思っておりますので、一番重要視しなければいけないのはやっぱり同意という形で、そこをしっかりと進めていきたいというふうに思っております。で、そこの事業が成り立つという形になった時には、もうその建物の整備だとか、そこら辺が明確になってくるという形になってきますので、そういった時点では、当委員会でもそうですし、地域の方、また区民の方々に、どういった内容の建物になるか、どういった整備になるかということをしっかりお示しして、ご議論も頂きながら、最終的に市街地再開発事業で整備を進めていくと、そういったような考えで我々は進めていきたいというふうに考えております。〇桜井委員 そうですよね。同意率を向上させるためにしっかりと取り組んでいくというようなご意見も午前中の都市計画審議会の中ではご答弁を頂いています。そこのところについてはぜひしっかりとお願いをしたいと思います。そしてまた、青山先生もおっしゃっているんですけども、土地の高度利用と都市機能の更新をもって公共の福祉に寄与するということを青山先生はおっしゃっています。まさにそのとおりだと思います。土地の単価の高い千代田区にあって、やっぱり土地の高度利用をしながら、機能もしっかりと区民の

皆さんに理解を頂けるような、そういう施設も造っていくということを今後の中でお示しを頂けるということがこの事業を成功させるかどうかというところになってくるんだと思います。全体のこの事業としての取組というかな、先ほどご答弁を頂いていることに重なりますけども、この秋葉原の――何でこういう話をするかというと、平成17年に東大の妹尾先生が講演をこの議会で、ちょうどここの場所でしていただいた。そのときの思いが非常に私は強くて、秋葉原というのはこういうふうに変わっていくんだと。水辺の利用から始まって、世界の秋葉原なんだというようなことの講演を頂きました。それが今ここに根づいてきているんだと思っています。そういうことも含めて、この千代田区におけるこの都市機能の更新、土地の高度利用というものが大切なんだというところの認識について、再度お願いをして終わります。

〇加島まちづくり担当部長 秋葉原に限らず、千代田区、土地の高度利用ということを果たしていかないと、なかなかまちづくりが進んでいかないといったところは事実なのかなというふうに考えております。そういったところは肝に銘じながらまちづくりのほうは今後も進めていく必要があるだろうというふうに思っております。本日、都市計画審議会でご審議いただいたところですけれども、都市計画の目的というものは、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保することというのが大前提でございます。それを今の都市計画の手法の中でいかに組み込んでいくかといったところが千代田区の中では非常に大切なのかなというふうに思っています。だからといって、何でもかんでもの自由な建物ということではなくて、今回は特に公共も入りますので、そういったところは議会また区民の方々のご意見も頂きながら今後進めていく必要が、先ほど答弁したとおりなんですけども、進めていく必要があるというふうに思っておりますので、今後とも当委員会にいろいろとご報告させていただきながら進めていきたいというふうに考えております。

- 〇桜井委員 はい。
- 〇嶋崎委員長 はい。

ほかに。

- 〇小枝委員 はい。
- 〇嶋崎委員長 指していない。
- 〇小枝委員 指していない。
- 〇嶋崎委員長 春山副委員長。
- ○春山副委員長 すみません。意見です。
- 〇嶋崎委員長 はい、どうぞ。
- 〇春山副委員長 午前中の都市計画審議会のほうでも皆さんからご意見がいろいろあった と思うんですけれども、これから一番大事になってくるのは、区民の、住民の意見をどの ように事業者に区側がしっかりと意見をすり込んでいくか、それが反映できるようにやっていくかということがすごく大事だと思います。そこが同意率にも関わってくることかな と思います。

もう一つ、この事業化した後にまちを発展させていくためには、事業化がゴールではなくて、やはりそのエリアを区が一体となってどうやってそのエリアのマネジメントをしていくのかということもきちんと早い段階で事業者と会話をして、マネジメントの在り方を協議していってもらいたいと思います。

- ○嶋崎委員長はい。ご意見、受け止めてください。
- 〇加島まちづくり担当部長 ご意見ということで、そのエリマネも非常に大事だというところで、やっとそういった話を展開できるかなと、できるようになったかなというふうに思っていますので、今後また調整させていただければと思います。
- 〇嶋崎委員長 はい。

質疑。小枝委員。

〇小枝委員 意見書の数字は都計審で出してからこちらのほうに出すということだったん ですけど、内訳みたいなものが都計審には出ていましたんですよね。今日のところはここ には出ていない。たしか記憶によると、それを事前に出しちゃうと、部外者の圧力だか、 何か非常によろしくないことが起きるから委員会で説明することはできませんというふう に7月7日に言われているわけです。で、今日もその数字の提示がされていない。それか ら、属性が、ちょっと都計審でそんな細かいことは言えないと思って言わなかったんです けれども、この17条の縦覧をするときに、(発言する者あり)うん、その情報を一にし なきゃいけないので、まず数字を出していただきたいのと、あと属性をやっぱり明らかに しないといけないんじゃないか。提出方法のところに氏名、住所。で、住所のところには (法人その他の団体は、法人、その他の団体名、団体社名、事業者の所在地) と書いてあ るんですよ。そうすると、住民は住所といって出すし、企業の人が働いているところで企 業名を入れないで出すということはあんまりないと思うんですね。あんまりないと思うし、 あってもそれは分からないということになるかもしれませんけれども、これはもう住民と して扱うしかないというのが今の状況だと思うんですけど、そこの属性をしっかり出して いただきたいんですよ。今日、私、今持ってきていないけれども、あの数字、こんなこの まちにこんな住民はいないでしょうとか、すごく不思議な数字だったんですよ。だから属 性をちゃんと、みんな必死で書いている意見書なので、分かるように出してもらわないと、 これ区域内で賛成470で、反対18。千代田区の区域外で賛成670で反対276、こ れ企業の方が所在地って書くのは分かるんですよ。でも社員は自分の住んでいるところで 書くものですから、住民、在勤者、その別が分かるものを出してください。それはもう一 貫して後の番町でも同じことです。お願いします。

〇加島まちづくり担当部長 本日用意しておりませんけれども、今後出すことは別にやぶさかじゃないんですけど、その資料は都市計画審議会でのご審議の資料なので、当委員会に出してどのように扱うのかというのはちょっと分からないので、そこら辺は出せと言われれば……

## ○小枝委員 この間だって……

〇嶋崎委員長 いやいや、それは私が一応相談を受けて、それで一応会長とも、座長は会長だから、会長ともそういう情報提供して、やっぱり会長のところの資料は重視しなくちゃいけないから、委員会にはこういうことをオーダーがかかったんだけどというやり取りをして、それでオーケーならば出しましょう。(「あ、オーケーならばね」と呼ぶ者あり)それはそういう手続を踏まないと、何のための都計審か分からなくなりますから。議会と都計審は違いますから、仕組みが。(「そのための資料だったらそうですよ……」と呼ぶ者あり)

ほかに。

〇岩田委員 先ほどの小枝委員の前の前ぐらいの小枝委員の質問の関連で行こうと思ったんですけど、ちょっと別の流れになっちゃったんで、ちょっとあくまで確認。バスの一時停車場を造る。その意味というのは、近所で違法駐車のバスが増えてクレームになったからということで確認。それでよろしいですかね。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 今、岩田委員がおっしゃったとおりで、コロナ前ですけれども、観光バス、要はインバウンドの観光客の方が乗ったバスが中央通り沿いに止まって、そこでそういう観光客の方が降りて、車道も歩道も混雑していると、そういったちょっと地域課題が発生しているというところを解決するものでございます。

〇岩田委員 じゃあそのバスはそこで一時停車して、お客さんを乗せるか降ろすかして、 バスはどこへ行っちゃうんですかね。それって、結局は違法駐車の解決にならないんじゃ ないですか。

〇大木神田地域まちづくり担当課長 それ単独の駐停車場の整備だけで中央通り沿いの観光客のそういった混雑というのを解消するというのはなかなか難しいのかなと。ただ、バスの乗り降り場というのはどこかになければいけないと。それをこの再開発の中で役割として担うというところで解決の一助になるのかなと考えているところでございます。その後、やはり警察の例えば取締りですとか、やはり今おっしゃったような、そういった、じゃあ待機場所をどこにするのかとか、そういったことの地域との話合いとか、そういったことを行って、こうした車両の混雑の解消というのは図られていくのかなと考えているところでございます。

〇岩田委員 それはちょっと難しいんじゃないですかね。それが地域との話合いでできるんだったらもうとっくにできているはずですよ。このバスが、何、その一時停車場があるから、それで混雑がなくなる、みたいな。いやいや、バスは結局運転手が乗っていたら駐車違反って、そこまでいきなりはできないですよね。ただ警察がいても、ちょっとここをどいてくださいと言われて、どきます。で、ちょっとくるっと回ってきて、またそこら辺にいます。これ、全然変わらないですよ。逆に違法駐車が増えるんじゃないですかね、運転手つきの違法駐車が。これ、全然解決になっていない。

〇加島まちづくり担当部長 秋葉原の観光バスの駐停車に関しては、もうかなり前からの課題だったというところです。私も万世橋の警察の課長さんとも話したところ、なかなか違法で取締りというのはなかなかちょっと難しいみたいな話もされていました。そのときに駐車場があれば一番いいのかもしれないですけど、やはりちょっとそこら辺は、午前中の都市計画審議会の中でもお話ししたように、秋葉原でなかなか大きいバスの駐車場を設けるというのは相当な面積が必要なので、ちょっと難しいと。ただ、乗降場を設けることによって、あそこに乗降場があるからそこで乗降をするということで取締りが強化できるというような話も承っております。そういったところで、バスの数というのはなかなか大きくて、そこの乗降場だけでは対応できない可能性ももちろんあるとは思うんですけれども、警察の取締りだとかがよりやりやすくなるといったようなところもございますので、何も手だてを加えないというよりも、そこの乗降場を設けることによって改善というものは進んでいくのではないかというような認識でございます。

〇岩田委員 それが絵に描いた餅にならなきゃいいと思いますけども、結局、みんながみ んなそこに止めるかという話なんですよ。それはバス会社のモラルにもよりますけども、 あそこの店が近いから、じゃあ乗降場から離れているから、じゃあそっちに止めちゃえと、店の前に止めたら結局一緒ですよ。また同じようなバスがそこら辺にいる。乗降場を使うかどうかなんて分からないじゃないですか、実際。例えばですよ、工事車両を見てみてくださいよ。近くの道路に止めると近隣からクレームがあるからといって、例えば了時に現場に行かなきゃならないといったら、6時半ぐらいから近くでずっと待機しているんですよ、大きめのところで。そして時間になったらダンプなりトラックなりが来る。結局は、そこの地域は大丈夫だけど、別のところでそういう違法駐車が発生するんですよ。そういうことを考えていますか。

○加島まちづくり担当部長 乗降場ということですので、そこで駐停車できて乗降できる ということです。秋葉原のたしか中央通りに関しては駐停車禁止というような形なので、 乗降場が近くにあればそこでやるべきということで、先ほど言ったように、取締りの強化、 これに反映できるといったようなのが今回の趣旨でございます。

- 〇嶋崎委員長 岩田委員、繰り返しにならないように。
- ○岩田委員はい、分かりました。大丈夫です。

駐停車禁止だからといって止まらないんだったら、日本全国駐車違反なんてありませんよ。そういうところでも平気で止めるんですよ。しかも、運転手がいて乗っていれば一発で違反ということはないから、じゃあちょっと動かしますと、そういうことがあると言っているじゃないですか、さっきから。でもこれはもういいですよ、結局一緒になっちゃうからもういいです、それは。

- 〇嶋崎委員長いやいや、さっきから言っていることは言わないでください。
- 〇岩田委員なのでそれはいいです。これはそれで終わり。
- ○嶋崎委員長 「終わり」って、俺、私が委員長だから。
- ○岩田委員 あ、そうでしたね。失礼しました。
- 〇嶋崎委員長 勝手に議事を仕切らないでください。
- 〇岩田委員 すみません。この質問は一応これで終わりにします。 で、次の質問、いいですか。
- 〇嶋崎委員長 いや、ちょっと1回座って。
- 〇岩田委員 すみません。
- 〇嶋崎委員長 落ち着かないとね、もう時間も時間だから、同じことの繰り返しは申し訳 ないけれども勘弁していただいて、ご意見だったらご意見で言ってください。岩田委員。
- 〇岩田委員 次の質問に入っていいですか。
- 〇嶋崎委員長 どうぞ。
- 〇岩田委員 葬祭場の話もちょっと出たのでお伺いしますけども、午前中の都計審で5日 に1回ぐらいの使用しか利用がないというようなお話を聞きましたけども、年間72件、これ、まず間違いないかどうか。(「誰が答えるの」と呼ぶ者あり)
- 〇嶋崎委員長 いや、ちょっと待って、都計審では所管がいないから、多分その資料を追って答えたんだろうけれども、所管じゃないんだよ。(「所管外だ」と呼ぶ者あり)所管外で答えたら、それはそれでもしあったら預かって次回にちゃんとした数字をお答えしますとかという答弁をしてもらわないと、いいかげんな数は言わないでください。

担当課長。

- 〇大木神田地域まちづくり担当課長 担当課長でございます。所管に確認しましてご報告させていただきたいと考えております。
- 〇岩田委員 傍聴していたところによりますと、そういう話だった。じゃあ、これ、あ、 その後の委託費も結局一緒ですか。それも一緒ですね。
- ○嶋崎委員長いや、だから、所管じゃないんです。
- 〇岩田委員 失礼しました。じゃあ、それはまた今度のときにお返事を待っています。
- 〇嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 それでは、質疑を終了します。

この取扱いに関しましては、冒頭から申し上げていますように、本日、午前中、都市計画決定が(都市計画審議会で可決)されました。よって、取扱いを皆さんにご判断を頂きたいと思いますけど、いかがでしょうか。

〇岩田委員 これは16条から17条に入る五つの条件の大方の同意もすっ飛ばしていきなり入られて、さらに公共性、公益性とか、そういうのもいろいろあり、三つの集約も都計審で示した後、委員会、そしてまた都計審というふうにもめるべきなのに、ここでそれを打ち切るというのは、ちょっとどうかなと思います。また、先ほどの葬祭場の話も数字を今度持ってきていただけるということなので、これは継続にしていただきたいと思います。

〇嶋崎委員長 ほかに。

○小枝委員 陳情の中身が区有施設の情報共有であるとか、区民意見の反映ということになっているので、私も引き続き継続での審査ということでやっていただきたいと思います。 ○嶋崎委員長 ほかにありますか。

〇桜井委員 もう先ほど来からのやり取りの中で、ある意味では答えが出ているんではないかなというふうに思いますけども、午前中の都市計画審議会の中で都市計画決定がされたということで、先に、前に進めていこうよということの確認がされているわけでございますから、ここでこれについて継続にするとかいうことでなく、この陳情のタイトルを見る限りでは、公聴会の意見を遵守することですとか、ここら辺は、もう、やり取りの中でもそこら辺のところの遵守をして、こういう結果になってきているということも確認はできるんだと思います。

また、「丁寧な手続きを求める」陳情に、ということについても、今まで時間をかけてここまでやってきているわけですから、そのことについての細かな細部についてはこの案文の中には入ってはおりますけども、マスタープランとの整合性だとか、このタイトルを見る限りでは、この決定をしたと、都市計画審議会の中で都市決定をしたということの結果になっているということの確認は取れるんだろうと、そのように思います。

ただ、細部の一つ一つのことについては、確かにまだこれからというところもあります。 ということも含めて、この陳情書についての内容については、何ていうかな、尊重すると いう言葉がいいのか、一応こういう陳情も出たということを執行機関もしっかりと確認し ていただいて、しっかりと事業を進めていただくということでいかがかなというふうに思 います。 〇嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

〇岩佐委員 幾つかのこの陳情で、やはり本日の都市計画審議会に出す前に出された陳情で出すこと、そして公聴会での意見、16条の意見をしっかりと都市計画審議会に反映させてほしい、諮問する前にしっかり反映させてほしい、あるいは諮問にかけないでほしい、そういった内容については、本日、都市計画審議会で進めたことに関して、少し、ちょっと内容と合わなくなってきてしまっているのではないかと思います。

一方で、一つ一つ、やはり桜井委員もおっしゃったとおり丁寧にやってほしい。それからこれからのまちづくりに対してのご要望、マスタープランに関しても、今、もうこの都市計画が決まったからといって、マスタープランと全く合うか合わないかというのは、これからやっぱりしっかりと行政のほうでも言っていただく、議会からも意見を受け止めてやっていかなければいけないと思いますので、やはりこの一つ一つの内容に関しては丁寧にまちづくりを進めていくようにという内容でまとめていただければと思います。

## 〇嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

いろいろとご意見があるようでございまして、私は、今日の午前中の審議で一つの大きな判断なんだろうなとは思いますけれども、ただ、今日のやり取りを聞いていても、もうちょっと細かいところ、特に区有施設に関しては、これは今日も私が一委員として、都計審の一委員としても申し上げましたけども、やっぱ公共性に資するというところで判断をするべきだというところで申し上げました。そういう意味で言えば、ここは丁寧に、一日も休むことができない施設が二つもここにあるわけですから、この5-30に関しては引き続き継続とか、それから、今、岩佐委員がおっしゃった5-28、5-28に関してもマスタープランとの整合性、これも継続に。あと「丁寧な手続き」の。だから、27、28、30は継続にさせていただいて、上の14、16—ですよね。14、16に関しては、これは今日の都市計画決定の判断を見てお返しをしておいたほうが、あまり過去のものにずっと継続というのはいかがかなと思うんですけども、皆さんのご意見はいかがでしょうか。

取りまとめていただきたいということなんで、私のほうで少し取りまとめましたけど、 それでよければ、そのようにさせていただきたい。よろしいですか。(発言する者あり) えっ。何。

〇林委員 16はいいんですけど、もう都市計画決定がされたので、16は終わりましたけれども、14が、タイトルが情報共有になっていて、先ほどの内容が最後が、確認をしてくださいという。公有財産白書の……

- 〇小枝委員 (2)番。
- 〇林委員 うん。16はそうだよね。上のほうは17条何たらかんたらだけど。
- 〇はやお委員 休憩。
- 〇嶋崎委員長 はい。休憩します。

午後6時15分休憩午後6時21分再開

〇嶋崎委員長 委員会を再開します。

それでは、私のほうからちょっと整理したことを申し上げさせていただいてよろしいですか。

まず、5-14。5-14の陳情に関しましては、個別建替えができないとの前提に関する情報というのは(1)番にあります。これは、この部分はお返しをし、(2)の再開発後の区有施設の維持管理等に関する情報に関しては、これは残させていただくと。継続して審議をする。

それから、次に送付5-16、外神田一丁目南部地区の都市計画案、再開発事業は公聴会の意見を遵守することを求める陳情はお返しをさせていただく。それから、5-27、外神田一丁目南部地区再開発について丁寧な手続きを求める陳情もお返しをさせていただきたい。それから、送付5-28、千代田区都市計画マスタープランとの整合性の確認を求める陳情に関してもお返しをする。最後の送付5-30、千代田清掃事務所及び千代田万世会館の機能更新等に関する陳情に関しては、これは今後の中でいろいろと、我々も情報提供していただきながら、この大事な一日も止めることができない施設でありますから、ここに関しては継続の審議でするということで、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 併せて、これからの中で言えば、デベロッパーの役割、役所の役割、それから区道の問題、それからもちろん同意率の問題、様々にスケジュールのことがありました。この件に関しては当委員会にもきちっとご報告を頂きながら、一緒に議論をしてまいりたい、このようにまとめさせていただきたいと思いますけども、いかがでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

〇嶋崎委員長 はい。それでは、この外神田の一連の陳情に関しては、そのような扱いをさせていただきます。

休憩します。

午後6時23分休憩午後6時30分再開

〇嶋崎委員長 委員会再開します。……進行が悪くて。

それでは、先ほどの外神田については、先ほどの整理のとおりさせていただき、大変申し訳ないんですけれども、神田警察通りのことに関しては、今、いま一度整理をしていますので、ちょっとお待ちください。

で、次に、二番町地区のまちづくりについて、送付5-18、19、21から、26、31の9件、一括して審査に入ります。執行機関から情報提供があれば下さい。

〇榊原麹町地域まちづくり担当課長 それでは、本日行われました都市計画審議会に報告 事項として付議をした二番町地区のまちづくりの内容について、ご報告をいたします。

本日の報告は、3月30日の都市計画審議会の際のご意見を踏まえて設置をされた専門家会議、こちらの中で整理された方針について、主に報告が行われました。報告については専門家会議の委員から行われておりまして、今現在、まだ議事録が用意されていない状況なんですけれども、主として検討項目に挙がっていた4点について報告があったものと認識をしております。

まず1点目が、都市計画手続についてです。こちらは、これまでと異なる案をもし今後 諮る場合については初めから手続をやり直すということが、専門家会議の中で確認をされ たという内容であったかというふうに思います。

続いて2点目が、都市マスタープランとの整合性についてです。こちらは、過去の事例を調査したところ、都市計画マスタープランの地区別方針の中で、中層・中高層と記述のある地域の中において、高さ100メートルを超えるプロジェクトが既に認められた事例が13件あるということが確認をされたという内容でした。

いずれも地域要望に基づく課題解決のために様々な制度を活用した結果、高さが高くなった事例であったということです。この場合、既に地区計画で60メートルを規定しているという状況に鑑みると、高さ60メートルという町並みの保全については可能な限り努めるべきであるという点については、会議の中で一致をしたということですが、一方で、子育て世帯が増加をしているので、街区公園に相当するような広場の整備は望まれるであるうという点。また、高齢者も多いので、地下鉄へのバリアフリー動線を改善するということが望まれるということについても、会議の中で確認をされたということです。

その際、地域課題解決のために、マスタープランの表現、その整合性についてどのように判断をするかというところが問題になるというようなお話もございました。少なくとも地域課題の解決が確実に見込まれ、かつ地域の方々の賛同が得られた場合については、こちらのマスタープランと異なる内容についても許容されるのではないかというようなことで、委員の一致を見たというお話がございました。

3点目についてが、容積率算定根拠の確認についてです。こちらは、容積率の緩和については評価の方法について会議の中で議論があったという点も勘案をして、新たに試算をした結果についてのお話がございました。その際、現在、東京都が示している計算基準で、おおむね700%前後の容積率については妥当であるということは、会議体の中で確認をされたという内容がございました。

最後に4点目ですが、こちらが建築物の高さの妥当性についてです。会議体については2回開催されたんですけれども、第1回の議論の際には、建築計画上の工夫によって高さを極力抑えながらも、広場空間についてはしっかりと確保すること、また、建築物の1階部分と外部空間との関係をより親密なものにすること、さらに地域防災への取組も強化すること等を行う余地があるのではないかという議論があったという話がございました。

このため、第2回目の会議体の際には、事業者の方にも来ていただき、委員の皆様から どんな可能性が考えられるかというようなことについてのヒアリングを行っていただきま した。その結果、設計上の工夫により、容積率700%前後の容積であっても建築物の高 さをおおむね80メートル以下に抑えることができるのではないかというような説明が事 業者からはございました。

以上4点を踏まえて、基本的な考え方についてもご説明がありました。専門家会議としては、地域に対する公共貢献の内容については保持をすると、こちらを前提にしつつ、事業者に対してさらなる建築計画上の工夫を施した案を今後検討することを要請するというのが望ましいのではないかというのが委員の中で一致した意見である、というようなお話がございました。

また、補足の内容として、日本テレビ通り沿道地域全体の今後の動向ということも視野に入れたご説明がありまして、当該敷地にとどまることなく、沿道地域全体で一定の原則について今後共有をするということについても必要であるのではないかという議論があっ

た旨のお話もございました。

以上を踏まえまして、区としては、今回示されました専門家会議の方針を踏まえて、事業者に対して計画案の検討を促すということについて考えております。

ご説明は以上でございます。

〇嶋崎委員長 はい。今日の都計審で学経の先生方からのご報告があり、それを、今、再 度、執行機関のほうからご説明を頂きました。

今現在は、学経の先生方から事業者のほうにボールが投げ入れている形になっていますから、この陳情もまだ審議をする余地があるというところが、私としてはそういう思いでありますので、でき得れば、この事業者の答えが出て、そして都計審の恐らく審議になる時期もそうそう遅くないだろうというふうにも思いますので、それまでの間は継続して審議をしていたほうが、区民の陳情者に対しても丁寧な扱いになるのかなというふうに思いますけれども、一括して継続にさせていただければありがたいというふうには、委員長としては思いますけども、いかがでしょうか。(「結構です」と呼ぶ者あり)

〇嶋崎委員長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 はい。

それでは、はい、じゃあ、どうぞ、はやお委員。

- 〇はやお委員 継続で結構なんですが、先ほどの都市計画審議会のところからも出ました、初めから手順を始めるということについて、もう当然のことで、16条、17条の縦覧はやるということが一つと、それと、このテレビ塔の総合設計でたしか制度を使ったと思うんですけど、その辺の分かる資料、今後継続ということになりましたら、この制度とまた今度3ヘクタールの制度が重なっているというところ、問題ないんだというところを証明してもらうような資料を頂ければと思いますけど。この2点、もう一度お聞かせ……
- 〇嶋崎委員長 資料要求は受けられますか。
- 〇榊原麹町地域まちづくり担当課長 今ご質問いただいた都市計画手続ということに関しては、16条、17条手続を今後また改めて行うということのご質問の趣旨のとおりでございます。また、資料要求の点に関しては、今後、ご用意した上でご説明をさせていただきたいというふうに思います。
- 〇嶋崎委員長 はい。それでは、日本テレビの関係する陳情に関しては、継続、全て継続にさせていただきます。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 〇嶋崎委員長 はい。
- ○春山副委員長 すみません。もう一つ、はやお委員の今の件……
- 〇嶋崎委員長 副委員長、はい、どうぞ。
- 〇春山副委員長 に付け加えて資料要求させていただきたいんですけれども、継続審議というところで、日テレのスタジオ棟の建てられたときの景観協議なり、どういうような区としての指導をしたのかという、総合設計制度があると思うんですけれども、その辺りの資料を併せて頂けますか。
- 〇前田景観・都市計画課長 また、中身につきましては、調整の上でございますけれども、 ご用意させていただければというふうに思います。

〇嶋崎委員長 はい。お願いします。

ほかによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 では、継続の手続を取らせていただきたいと思います。 休憩します。

午後6時40分休憩午後6時41分再開

〇嶋崎委員長 委員会を再開します。

それでは、ちょっと戻らせていただきまして神田警察通りの街路樹関係なんですが、先ほど、できれば丁寧にお返しをしたほうがいいだろうというご意見がありました。委員会として統一的なまとめの案文を今お示しをさせていただき、皆さんのところにお配りをいたしました。よろしいということであれば、私が読み上げさせていただいて、これをもって議事録をつけてお返しをするという形にしたいと思いますけれども、読み上げさせていただいてよろしいですか。

## 〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 はい。いろいろと皆様からはご意見を頂きました。取扱いについては、いろいろとその取扱いについてもご意見は頂きましたけども、丁寧に、お返しをするんであれば丁寧にお返しをしたほうがいいだろうということで、取りまとめの案文を読ませていただきます。

本件は、前回の陳情審査のなかで執行機関から情報提供があったとおり、損害賠償請求訴訟が区へ提訴され、本年3月22日に損害賠償請求訴訟の第一審判決において、原告の請求は棄却されている状況にあるが、住民訴訟2件も含めて、訴訟継続中である。このように訴訟に発展している案件でもあるが、議会としてもその推移を見守りながら、地域の理解が得られる道路整備に向けて適宜執行機関から報告を受けていくものとするということで、本件の陳情審査としては終了し、継続的にこの道路整備事業の件についてはしっかりと委員会にもご報告を頂きながら、一日も早く合意形成がなされるようにしていきたいというふうに思いますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 はい。それでは、この案文を、「(案)」を取りまして、正規なものとし、 併せて議事録もおつけし、陳情者にお返しをしたいというふうに思います。よろしいです ね。

## 〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 はい。それでは、神田警察通りの案件に関しては、これで終了いたします。 外神田についても、もちろん丁寧に、お返しをする分に関しては議事録をつけてお返し をしたいというふうに思いますので、よろしくお願いをいたします。

続けさせていただいてよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長はいい。それでは、続けて、陳情審査に入ります。

新たに送付された陳情、朝日九段マンションについて、送付5-32、33の2件を一括して審査をいたします。陳情書の朗読は省略をさせていただきながら、本件、陳情2件

については、添付書類や表題以降のページに、当該物件等に関わる個別具体的な内容が含まれ、その事実関係の真偽は議会では分からないこと、またそれが広く公表され、公開されることで当該物件等に対して不利益を生じさせるおそれがあるため、委員、理事者のみ個人情報等、一部マスキングをした全文のものを配付させていただいておりますので、ご了解を頂きたいと思います。

この件につきまして、執行機関から何か情報提供ありますか。

○武建築指導課長 本陳情につきまして、情報提供をさせていただきます。

朝日九段マンションの耐震に関する陳情につきましては、昨年12月、耐震補強設計等を専門機関で再検証を求めるよう陳情が1件提出されました。その陳情内容としては、耐震補強設計の評定機関の評定に関する疑義の陳情でありました。その陳情の審査の結果、第三者機関並びに東京都に対する案件であることで、その際の議事録を添えてお返しされております。今回の陳情は、耐震工事助成金等の返還を求める陳情でありますが、主な内容は、前回と同様に、評定の疑義と違反建築物の取扱いに関する内容でございます。

本陳情のマンションにつきましては、令和2年度、耐震補強設計を完了し、補強設計助成金として1,500万円、助成をしております。その耐震補強の設計の正確を期するため、専門評定機関が判定し、その設計に基づいて耐震工事を進めております。区として検査、確認し、令和4年度工事完了後に、9,808万7,000円を助成しております。

また、陳情の中に建築基準法の違反に言及する部分がありますが、具体的な内容の認識ができず、できたとしても、延床面積が1万平米を超えることから東京都の管轄となり、区では取り扱うことができない状況でございます。

情報提供は以上でございます。

〇嶋崎委員長 情報提供を頂きましたが、この案件については、実は令和4年12月6日に、企画総務委員会の中で、今の執行機関の情報提供と同じような形で委員会として取りまとめをさせていただいたということもございます。あまり千代田区としての扱いがなかなか難しいと、第三者機関ないし東京都に関してのお問い合わせの方が明快なことが、答えが出るだろうということもございまして、ほぼほぼ陳情に関しては、12月6日のまとめた陳情と同じような陳情なんです。

ですけれども、今回は、先ほど申し上げましたように、かなり数字的なものが出ております。お手元に配付したとおりでございまして、これの信憑性というか、非常に疑義があるんではないかというところも踏まえ、私としては、12月にまとめたような形で陳情者にお返しするのがいいのではないかというふうに思うんですが、いかがいたしましょうか。〇桜井委員 それで結構だと思います。

〇嶋崎委員長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 はい。

それでは、同じような案文になると思いますけども、これもちょっと精査をし、丁寧に 陳情者にお返しをしたいというふうに思いますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長はいい。それでは、その扱いにさせていただきます。

以上で、日程1、陳情審査を全て終了いたしました。

続けていいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 いや、これ、ちょっと休憩します。

午後6時48分休憩午後6時49分再開

〇嶋崎委員長 委員会を再開します。

こちらも共有していたよね。はい。

それでは次に、日程2、報告事項に入ります。(1)地方連携による再工ネ供給に関する追加手法の構築について、理事者から説明を求めます。

〇古川ゼロカーボン推進担当課長 私からは、地方連携によります再工ネ供給に関する追加手法の構築につきまして、環境まちづくり部資料1でご報告いたします。

区では、令和4年度より、区内の再工ネ電力普及の一環といたしまして、区と連携協定を締結している自治体内で発電されました再生可能エネルギーを区内の事業者へ供給するとともに、連携自治体地域におけます電力の地産地消を推進し、さらに電力売益の一部を地域活性化資金として連携自治体に還元しますe.CYCLE CHIYODAという仕組みを構築しております。しかし、ロシア・ウクライナ問題などに起因します電力の市場価格の高騰などによりまして、令和4年度は電力契約には至りませんでした。このため、新たに非化石証書という、再工ネ電力の環境的価値を証明する証書のみを区内の事業者へ提供する手法を追加いたします。

まず初めに、事業の概要ですが、区内の再工ネ電力の普及の一環といたしまして、脱炭素化へ向けて区と連携協定を締結しております岐阜県の高山市、群馬県の嬬恋村、秋田県の五城目町、茨城県の神栖市の四つの市町村内で発電されました再工ネ電力を区内の事業者へ供給しますとともに、連携自治体内におけます電力の地産地消の推進と電力売益の一部を地域活性化資金として連携地域に還元する仕組みを、令和4年度に構築いたしました。現在、約19万6,442MWh/年の再工ネ電力をこの事業に向けて、この事業向けに確保しております。

続きまして、このe.CYCLE CHIYODAの課題とその対策についてご説明いたします。

冒頭にご説明いたしましたとおり、昨今のロシア・ウクライナ問題などに起因します電力市場の価格高騰によりまして、再工ネ電力などを提供する新電力事業者に電気契約を切り替えることで、電気料金が上昇する傾向がみられました。

また、大手電力会社と契約を維持したいという大規模な事業者ですとか、テナント入居者であるため電力の契約自体を自ら変更できない事業者も多くあり、再工ネ需要はあるものの電力契約を変更できないという区内事業者が多く存在いたします。

その対策といたしまして、電力を切り替えるよりも価格が安い非化石証書という、再工 ネ電力の環境価値のみを切り離した証書を供給する方式を新たに追加し、区内の事業者の 実質的な再工ネ電力の普及に努めます。

続きまして、恐れ入りますが、裏面をご覧ください。再エネ電力の供給手法についてご 説明いたします。

まず初めに、右上の点線で囲まれた図をご覧いただきたいのですが、再エネ電力という

ものが、電力、電気そのものと再工ネ設備により発電されたという環境的価値の二つが合わさって再工ネ電力となるということをあらかじめイメージいただければと思います。

その上で、上の図、現状の再工ネ電力切替方式をご覧ください。こちらは、電力契約を変更しなくてはならない現状の方式を図示したものです。図にありますとおり、連携市町村の再工ネ発電所で発電されました再工ネ電力は、オレンジ色の電力と再工ネ設備で発電されたという緑色の環境価値を併せ持って、再工ネ電力として、小売電気事業者を通じ、区内の需要家、事業者へ供給する流れとなっております。

この場合、小売電気事業者から区内の需要家、事業者には、黄色の矢印、電力も含めて 供給される流れとなっているため、電力契約を結び直す必要がございます。課題にも書い てありますとおり、電力市場におけます電力料金の高騰ですとか、既存の電力契約を変更 し直す必要があることなどから、昨年度につきましては、契約の実績がございませんでし た。

このため、新たな方式としまして、下にあります非化石証書のみを購入する方式を新たに追加いたします。具体的には、図にありますとおり、左側の連携市町村の再工ネ発電所から、オレンジ色の電力は供給せずに、緑色の矢印で表した非化石証書という、再工ネ設備で発電されたという環境価値のみを切り離して、区内需要家へ販売する手法です。これによりまして、右側にありますオレンジ色の矢印、現状の小売電気事業者から供給されている通常の電力と非化石証書の環境価値を合わせることで、実質的な再工ネ電力を使用していると扱うことができます。この非化石証書につきましては、電力の取引市場におきまして売買されているもので、非化石証書のみを購入し、通常の電気、電力契約と併せて、再工ネ電力を使用していると扱う手法は一般的に利用されている手法となっております。

これによりまして、メリットに書いてありますとおり、非化石証書のみの購入のほうが、 再工ネ電力の価格が高騰している局面においては、費用的に安くなりますとともに、現状 の電力契約を変更することなく、事業者は再工ネ電力を使用していると対外的にうたうこ とが可能となります。

最後に、実施スケジュールについてですが、7月下旬よりと記載しておりますが、恐れ入りますが、先週の金曜日、7月21日より区のホームページで周知を開始させていただいております。

ご報告は以上となります。

〇嶋崎委員長はいい。報告いただきました。皆さんから質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 はい。

次、行きます。後楽橋、(2)後楽橋補修補強工事について、理事者から説明を求めます。

担当課長、ぎゅっと締め上げて、やれよ。

〇神原道路公園課長 はい。本年の6月30日の当委員会で口頭で報告させていただきました後楽橋補修補強工事について、環境まちづくり部資料2-1でご報告させていただきます。

工事概要については記載のとおりでございます。

変更理由でございますが、架設当初の竣工図面を基に計画設計のほうをしておりましたが、設計図と現場の構造が異なっていたこと、また2点目といたしまして、交通管理者協議、また利用者要望により交通誘導員の配置に変更が生じております。3点目として、工事請負契約書に基づくスライド条項の適用でございます。こちらにつきましては、資材単価、労務の単価の増に伴うものでございます。

変更の内容といたしましては、1)塗膜塗装について、現地と相違が生じているというところでございます。仮設足場の設置、歩道床版の撤去後に現状調査を行ったところ、設計では計上されていない部材について、塗装の剥離及び現場塗装が必要であることが判明しております。数量については記載のとおりでございます。

2)の構造の変更でございます。3点ございまして、横支材というのは、橋の荷重を支える資材になってございます。高欄というのは、橋から転落を防止する、一般的に欄干と言われているようなものでございます。こちらの変更。地覆というのは、この高欄を支える基礎の部分でございまして、すみません、説明は割愛させていただきますが、資料2-2で、この構造物の1と裏面に写真等、図面を記載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

3点目、交通誘導員の増につきましては、記載のとおり、昼夜間とも増員が発生しているところでございます。

4番のスライド条項の適用につきましては先ほどご説明したとおりでございまして、全体といたしまして、工事費につきましては3億1,000万増の見込み、令和6年8月末の工事の竣工年月日については変更はございません。

本件につきましては、第3回の定例会におきまして、債務負担のかけ替え、及び契約変更についてご提案させていただく予定でございます。

私からは以上です。

〇嶋崎委員長 後楽橋の件について、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 はい。

次、行きます。えーと、何だ、何だ。(3)東郷元帥記念公園改修工事について説明を 求めます。

〇神原道路公園課長 こちらにつきましても、本年6月30日の当委員会にて口頭で報告させていただきました工事の変更に関する説明を、環境まちづくり部3-1でさせていただきます。

1の工事概要については、記載のとおりでございます。

変更理由につきましては、上段部の伐採樹木に関する近隣調整に時間を要したことによる遅延。2点目といたしましては、上段部のこどもの池付近にございます土留めに損傷・沈下が判明したことによる擁壁工事の追加。3点目といたしましては、上・中段部の地盤の状況があまりよくないというところで、あと撤去工事における支障物の処理等が発生しているというところでございます。

変更理由の擁壁の状況につきましては、資料の裏面に記載させていただいてございます ので、後ほどご確認いただければと思います。 変更の内容といたしましては、擁壁工が土留めの沈下による対応により新設でございます。土壌汚染対策につきましても、その擁壁工の追加に伴いまして増加しております。あと3点目といたしましては、暫定整備ということでございまして、今回、変更に伴いまして、工期の延伸についても予定してございます。こちらにつきましては、地元の調整、また新たに発生した土留めの損傷というところの対応でございます。資料につきましては、資料3-2で、現状の工程、変更契約の工程というのが書かせていただいてございますので、後ほどご確認いただければと思ってございます。

こういった工期の延伸に伴いまして、暫定整備という形で工期延伸に伴いまして、現在、 大変混雑しております東郷坂の緩和をするためのスロープの暫定整備、また上段部の段階 的な開放というところを行ってまいりたいと考えてございます。

また、工事時期の延伸に伴いまして、仮設や敷鉄板等の賃料、交通誘導員の追加というものが出てまいります。

工事費につきましては3億円の増の見込み、工事管理費については7,000万増の見込みとなってございまして、工期につきましては令和8年3月末まで延伸の予定となってございます。

本件につきましても、第3回の定例会におきまして、債務負担のかけ替え、契約変更等 をご提案させていただく予定でございます。

なお、本件につきましては、先般開催されました第23回の東郷公園改修整備協議会の中でもご報告させていただいておりまして、できる限り早い開放を求める声というのを頂いているところでございます。

私からの報告は以上です。

〇嶋崎委員長はいい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 はい。次も。(発言する者あり)

次に、(4)大丸有地区のまちづくりおよび都市再生整備計画の策定について、理事者から説明を求めます。

〇榊原麹町地域まちづくり担当課長 それでは、報告事項4についてご説明をいたします。 環境まちづくり部資料4-1及び4-2をご覧ください。

6月30日の本委員会において、都市再生整備計画策定のご報告をさせていただいた際、近年の大丸有のまちづくりに関する情報を整理し、共通認識とした上で、その流れの中に今回の案件があるということを説明すべきだというご指摘を頂きました。大丸有地区のまちづくりの考え方、そして、近年、重点的に取り組まれている施策について、本日は資料でご用意をいたしております。詳細については割愛をさせていただきますが、大丸有の動向については、今後も様々な機会を捉えて、継続的に議会にご報告をさせていただければと思います。

なお、4-1の1ページがまちづくり全体の説明についての資料。2ページ目が、今回、個別のトピックとして、3点資料を用意しておりますが、1点目、ウォーカブルの取組み。3ページ目に、トピックの2点目としてスマートシティの取組み。4ページ目に、三つ目のトピックとして防災の取組みについて記載をさせていただいております。こちら、後ほどご確認をいただければというふうに思います。

次に、それでは、都市再生整備計画がまちづくりにどのように関連するかという点についてご説明をいたします。こちら4-1の5ページをご覧ください。

なお、大丸有協議会から都市再生整備計画の計画提案が実際に行われたので、本日はその内容を資料4-2として添付しております。こちらは参考としてご覧いただければと思います。

計画本文にもあるとおり、この計画では大目標及びそこにぶら下がる三つの目標を定めております。これらは上位計画となる千代田区ウォーカブルまちづくりデザイン、そして大丸有まちづくりガイドラインを踏まえた内容となっており、都市再生整備計画では、上位計画を実現するための手段ということができるかと思います。

実施予定の事業としては、民間による地域内のウォーカブル方針の策定や各種社会実験を想定しております。

そのため、前回ご説明した神田地域への人の流れはもちろん、日比谷や有楽町など、その他のエリアとの連携による効果も期待できるものと考えております。また、本計画は適宜見直しを行うことができるので、今後の動向に応じて実施する事業や指標の追加、見直し等を検討してまいりたいというふうに思います。

最後に、資料6ページ目をご覧ください。先ほどお伝えしたとおり、上位計画である区のウォーカブルまちづくりデザイン、そして大丸有まちづくりガイドラインには、資料に記載のとおりの目標が定められております。そのため、これらを反映した都市再生整備計画を策定することで、上位計画を達成するまちづくりができるものと、このように考えております。

最後に、なぜ今回都市再生整備計画を策定するかと、計画策定の効果について3点記載をさせていただいております。1点目が、官民連携による一体的なまちづくりにより、景観向上のほか、バリアフリー・ウォーカブルな空間が創出されるため、多くの来街者が訪れ、まちが賑わうという点です。2点目は、多くの方でにぎわう大丸有地区において、ウォーカブル空間が広がることにより、エリア間の連携が進み、相乗効果が見込めるという点です。最後の3点目が、区内初めての事例として、本計画を策定・公表することにより、他のエリアにおいても制度を活用したまちづくりを検討するきっかけとなるという点でございます。

このように様々な効果が想定できることから、区としては、今後、計画策定に向けて手 続を進めてまいりたいと、そのように考えております。

簡単ですが、ご説明は以上です。

- 〇嶋崎委員長 はい。大丸有、はい、どうぞ。
- 〇小枝委員 こういう報告をするときに、全然、顔が見えない。どういう会議体で、誰がこれを、専門家の方であれば、今どんな方がこの内容について熟知されていて、そういった会議体とか、あと国の方も出ているとか、〇〇省が出ているとか、千代田区からは副区長が出ているとか。分からないけど。そういうのが何にもなくて、これだけ見ても、すごく、何かこう、何も感じないというのを何とか、次でもいいので、そういうものを出していただきたい。
- ○嶋崎委員長はい、次回のときに用意していただけますか。
- ○榊原麹町地域まちづくり担当課長 はい。一応、都市再生整備法人である大丸有協議会

のほうから計画提案を受けておりまして、あくまでも区が策定をする内容なので、会議体を設けて策定するといった形は取ってはいないんですけれども。何か参考になる資料等あればご提供させていただければとは思います。

〇嶋崎委員長 はい、お願いします。よろしいですね。はい。 ほかに。

〇岩佐委員 こちらの計画案で、大体この目標に掲げられているものが、既にこの大丸有地区ではおおむね達成できているものがほとんどだというふうに、大ざっぱな記述だなと思います。誰もが心地よくですとか、賑わいがあるまち、快適で歩けるまち、来街者が協力して育てるまちというのは、これ、既にもう、かなりいろいろやられているこの地域の中で、さらにこの補助金をもらうような整備計画をされるんであれば、この指標、定量化する指標が、イベントの回数プラス5回とか、しかもこの4年で5回ですか、あ、1年で5回ですか。目標年度で、4年間の間で、あと5回イベントを増やすとか、4年間の間でアンケートをやったら5%プラス満足度と。これ、ちょっと目標設定としては曖昧過ぎますし、緩過ぎると私は思うんですね。

これ、しっかりちゃんとお金をもらうんであれば、このいろいろなことをやれて、大きな目標で誰もが心地よくというのをどの部分が弱くて、この地域の中で何と何が足りなくて、どんなことでほかの地域とのあれを図るのか、そういったことが反映されるような目標とあと指標じゃないと、パターンにちょっと聞こえのいいことを、みんなが集まれる、賑わいのいい、きれいなまちづくり、緑あふれるとか言っておけば、この計画の形のものをつくれれば、どこでもつくれる、そういったことではなくて、やはり個別の課題が、いろいろ協議会をやられている中で浮かび上がってくる中で、さらによりよいまちづくりにするために、しっかり計画を立てるんじゃないかと思うんですけど、そこはもうちょっと反映させることはできないんでしょうか。

〇榊原麹町地域まちづくり担当課長 ただいまご指摘を頂いた点ですが、今回については、 大丸有地区のウォーカブルなまちづくり推進等に向けた計画の、あくまで初期段階という ふうに考えております。計画自体は適宜見直しが可能というふうにされておりまして、ま ずは事業として実施をされる方針策定であったり、社会実験を踏まえて事業の拡充、進捗 ということが今後見えてくるかというふうに考えております。そのため、ただいまご指摘 を頂いたように、指標について適正かどうかという確認であったり、そもそも数値を見直 すべきだというような観点に関しては、今後の進捗等を踏まえて検討してまいりたいとい うふうに考えております。

〇嶋崎委員長 よろしいですね。はい。

ほか、いいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 はい。それでは、報告事項(4)を終了し、全ての報告事項を終了いたします。

日程3、その他に入ります。執行機関。

〇柳千代田区清掃事務所長 姉妹提携都市であります秋田県の五城目町の豪雨災害、被害に対しまして、その支援と応援ということで、清掃車両と人員をただいま派遣しております。具体的には、23日日曜日から、6名の職員と、災害ごみ収集運搬用の車両としまし

て軽小型ダンプ車2台、その他、人員、物資運搬用として乗用車1台を派遣しました。

この派遣は、区から五城目町への問いかけに対しまして、五城目町からの要請に応えたもので、昨日、月曜日から始まる、五城目町の災害ごみの回収の支援ということでご支援をさせていただいておるところです。この支援は26日水曜日までの3日間を予定しております。

ご報告は以上です。

〇嶋崎委員長 はい。ご苦労さまでございます。よろしくお願いします。 委員の皆さんはいいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇嶋崎委員長 はい。

それでは、本日は長時間にわたりましてご協力を頂きまして、ありがとうございました。 委員会を閉会します。お疲れさまでした。

午後7時11分閉会